

---

平成30年 第2回 (定例) 吉 賀 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成30年 6月14日 (木曜日)

---

議事日程 (第2号)

平成30年 6月14日 午前9時13分開議

- 日程第1 一般質問
1. 大庭 澄人 議員
  2. 中田 元 議員
  3. 藤升 正夫 議員
  4. 桜下 善博 議員
  5. 河村 隆行 議員
  6. 河村由美子 議員
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 大庭 澄人 議員
  2. 中田 元 議員
  3. 藤升 正夫 議員
  4. 桜下 善博 議員
  5. 河村 隆行 議員
  6. 河村由美子 議員
- 

出席議員 (12名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 松蔭 茂君   | 2番 三浦 浩明君  |
| 3番 桜下 善博君  | 4番 桑原 三平君  |
| 5番 中田 元君   | 6番 大多和安一君  |
| 7番 河村 隆行君  | 8番 大庭 澄人君  |
| 9番 河村由美子君  | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |
- 

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	青木 一富君	教育次長	……………	光長 勉君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	齋藤 明久君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	大庭 克彦君			

---

午前9時13分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

本日の一般質問を行います。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問。

質問は通告順に行います。

1番目の通告者、8番、大庭澄人議員の発言を許します。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 改めましておはようございます。私きょう、2件の通告をしておりますが、1件目は以前より質問してまいりましたことを、なかなか理解得られず、まとめて再度という形でございます。

以前から質問いたしておりますが、なかなか理解を得られず、不満等を町民からも耳にいたしており、町長の行政の判断基準というものをまず、問いたいと思います。

また、そういう意味で、一方ではいろんな面で、今まで議会等を見てもみますと予算化がされており、また、片方では、悪い言い方ですが、目をつぶっているというような、そういう手法に対して、なかなか私も理解をすることができませんので、再度しております。

町民の要望にはさまざまな要望があると思うんですけど、生活に直結するものから考慮すべきと、私は考えております。その中でも、やはり前から申しますように、県道にたくさん車が通つ

ており、特に大型自動車等も行きかいして狭いので、やはり歩道を付けて、そこの住民の安全を図るという、歩道が有飯のところまではきれいなものが付いておりますけど、それから上は部分的な歩道しかありません。それで、やはりこれは町の仕事ではないと言いましても、やはり県にはそれなりの申し入れなりを町としてすべきと思い、あの道にはやはり、自転車で最近すごく通勤者がおられます。外国の方もおられ、なかなか日本の交通ルール等も理解できてないと思うんですけど、やはり危ない面が多々あります。さっきのような事故が起きる前に、やはり、事前処置として早急に歩道というのは付けるべきだと思います。

今、部分的に、片側、路肩の部分で補強工事等をしておりますが、あまり意味のない言うたらあれですけど、歩道を付けることに予算を、同じお金を使うんだったらやはり歩道を、ぜひ付けるべきと思い、質問させていただきます。

次の、一級河川である高津川の流域の、特に部分的ではありますけど、竹やぶ、竹がものすごく生えていて、要は自然環境を守るという観点からどうかなという意見もありますけど、自然というのは、やはり住民と調和がとれているべきだと思いますので、竹やぶというのは、これも町のあれじゃないかもしれんですけど、やはり何とか町として方向性を出してすべきではないかと思うんです。その辺で、きちっと、そのまま放置するというのは、やはりそこに住んでいる人も陰気くさいような気もするし、ぜひ、それは町としての方向性を出していただきたいと思います。

あと、住宅の整備ですけど、これもなかなか理解を得られず、今までの住宅を町がつくってやるという方法以外にも、いろんな建売住宅を町がつくって、住民に買っていただくとか、そういった方法、いろんな方法があると思うので、そこら辺のことも考えて、やはり今、言いましたように住む環境を整えて、そこに人を集め、そしてそのためには住宅も必要という観点からも、ぜひ、考慮をすべきだと思います。

あと、下水道の件なんですけど、前回も申しましたが、下水道が整備されている地区とそうでない地区とがあり、前回だったと思うんですけど、町長が費用対効果ということを使われて、費用対効果で判断されると、やはりそこに住んでいる人間というのは、人口密集地でない限りはなかなか予算が回ってこないというような、そういったものに関連してくるので、やはり費用対効果等で判断されるのはどうかと思います。

なかなか下水道というのはお金もかかるしあれでしょうから、前も申しましたように、排水路を整備して、やはりそこに浄化槽をつなげていくという、そういった方法を早急に、ぜひ、すべきと思うんですけど、今、どう言うんですか、私ども住んでいるところも、地下浸透であり、町のあれでもある集会所も地下浸透という方式をとっております。そういう地下浸透が高津川が日本一清流だといって自負しているんですから、地下浸透による、上方の流域から汚染されるということは、やはり早急に対応すべきで、合併浄化槽などを普及して、そしてきれいな水を流すと

いう、そういう観点からもぜひ、考慮いただきたいと思うんですけど。

それで、そういった必要不可欠な行動、緊急性を要し、今後、行動を起こすか起こさないかで、そこに住む地域住民の生活環境というのが大きく様変わりし、そこに住む人、環境は余儀なく左右され、満足度も変わることになります。費用対効果、人口密度などにより予算措置が左右されるということのないように、その住む住民の存在価値を否定されることのないように、住民の切実な生き残るための基本的な要望であるので、ぜひ、理解され、誠意ある御答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大庭議員の環境整備の実現をということにつきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、社会資本、いわゆるインフラの整備につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

道路関係のハード面の整備につきましては、本年の3月の一般質問でも答弁させていただいたとおりでございますが、県事業であります県道の歩道設置や河川整備等、これは先ほどお話はございましたが、当然、河川の中の立木も含めてということになるろうかと思っておりますけど、このことに関しましては、毎年1回鹿足郡の土木協会を通じて島根県へ要望しているところでございます。必要な箇所、また緊急に対応しなければならない箇所等につきましては、引き続き要望に努めてまいりたいと思います。

また、下水道の整備等におきましては、新たな事業拡大は計画しておりませんので、下水道事業の対象外地域については、合併浄化槽の設置を進めてまいりたいと思います。合併浄化槽につきましては、市町村設置型と個人設置型がございますが、後ほど11番議員のほうからも、同様の御質問があるようでございます。そちらのほうでもお答えをするわけでございますが、市町村設置型につきましては、経費負担等の関係で、導入は現在のところは大変厳しい状況にあるというふうに考えておりますので、当町の場合は個人型の合併浄化槽の設置推進について、促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、公営住宅の整備についてでございますが、これまでの議会においてもお答えをしておりますように、平成28年度に策定いたしました第2次吉賀町公営住宅長寿命化計画によりまして整備を行っているところでございます。この計画は、5年で見直すこととなっておりますので、計画内では昭和50年前後に建設された沢田中原団地、そして七日市新横立団地の建てかえを計画をしているところでございます。計画期間中の見直しも可能ではございますが、定住を目的とするためには地域優良賃貸住宅のような所得によって家賃が変わらない住宅、こういったものが必

要になると考えております。

しかし、部屋数、機能を考えますとどうしても家賃がかなり高くなると思われまゝす。この制度を活用しまして平成26年度に試験的に七日市団地5戸を建設をいたしました。定住を希望される方が新居を構えるまでの間のつなぎを目的としたコンパクトな建物となっております。ここの家賃は現在7万5,000円でございますが、7年間家賃を2万円引き下げる措置でございます。建設時にこのモデルの効果を検証し、今後の公営住宅整備につなげていくというものでございます。

現在の入居者は、今4年目を迎えております。ことしを含めましてあと4年間しか、先ほど申し上げました家賃の軽減措置がないわけでございます。この団地の効果についての検証、この措置の終了する前のところで行うということになるかと思いますが、検証を行った後に計画の見直し等を検討する予定でございますので、御理解を賜りたいと思います。

今、申し上げました七日市団地の検証の結果、地域優良賃貸住宅等が有効であるというような判断に至れば、住宅の新築を進めてまいりたいと思います。なお、その際の建設場所といたしましては、以前、議員のほうからも御質問等ございました蔵木の重則地区の旧生コンの工場跡地、町有地でございますが、こちらにも建設予定地、候補地の一つとして検討させていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

次に、災害防災対策についても触れておきたいと思っております。

3月の定例会で、一般質問の中で河川の水位計の設置についての御質問をいただいたところでございます。この件につきましては、以前より島根県に対し水位計を設置するよう強く申し入れを行ってきたところでございますが、今回、島根県から簡易水位計の設置についての打診があったところでございます。詳細が明らかになっておりませんので、きょうのこの場でこういったものという具体的話はできないわけでございますが、県への要請活動が通じまして、今回、嬉しい御回答もいただいたということでございます。引き続き、そういった要望等がございましたら積極的に打診等してまいりたいというふうに考えております。

それから、最後に予算措置の判断基準について、お答えをさせていただきたいと思っております。

事業につきましては、さまざまな資料を持ちいながら執行していることは御承知のとおりでございます。その資料には住民の生命に及ぶ、危険に及ぶ緊急度の高いもの、こういったものを当然優先していくわけでございます。人口とかという意味ではございませんが、費用対効果、こういったことも当然、この指標の中に含まれるということは御理解を賜りたいと思っております。

さらに、法令や条例に定められた条件により、制限がかかることも当然あるわけでございます。しかしながら、偏った行政を行っているということは一切ございませんし、町民の皆様の福祉の向上のために、そしていつまでも住み続けたい吉賀町の実現に傾注してまいりたいと思っております。

で、御理解を賜りたいと思います。

今、申し上げましたことにつきましては、本年の3月の定例会の一般質問の中におきましても、同じく議員より、あのときは地域集中整備計画についてという主旨の御質問だったと思いますが、その中で繰り返しになりますが、私のほうからこういった内容でお答えをさせていただいております。

そのときは蔵木地区内のインフラ等についてで、限定してのお話であったかと思います。そういったこともございましたので、そのときには今申し上げましたように、決して目を背けているわけでもございません。全町的なバランスや緊急度による優先順位などを考慮して対応しているということを御理解賜りたいと思います。こういった内容の御答弁もさせていただいたところがございますので、この言葉に尽きると思います。

議員がおっしゃられるように、町民の皆様の御要望は、非常に今、多岐にわたり多様化しております。しっかり御要望を受けとめていくわけでもございますが、その御要望を100%、あるいは直ちに実行できない事情があるということも御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） なかなか、部分的には前向きな御答弁いただき、よかったと思うんですけど、まず、県道の歩道の件なんですけど、毎月なんですか、毎年じゃなくて毎月1回、年1回ということですか。年1回のペースで県と話し合いという、そういったペースで、どういったことが県のほうから言われているのか、そこの辺が全くわからないんですけど、やはり先ほど言われましたように緊急性を要するという面に関しては、やはり人身事故が起こるといのはいつ起こるかわからないと。そういうところでは、かなり緊急性を要しておると思っております。その辺で、年1回ならやはり強く要望していただかないと、なかなか前に進まないと思いますので、その辺は町の努力を期待するところであります。

あと、下水の件なんですけど、町の浄化槽というのは困難であるというようなことで、個人の浄化槽を進めるということでしたが、やはり個人浄化槽つくっても、その排水をどこに持っていくかということで、地域の住民はすごく困っているわけなんです。やむを得ず地下浸透という形になっております。

その地下浸透しなくてすむような方法として、排水路をつくっていただくという、そういう要望なので、ぜひこれは今、建設業界もなかなか仕事がないというようなことも、よく耳にします。そういった意味でもやはり、どの業界もなかなか厳しいのは厳しいんですけど、やはりそういった環境整備の面でもすごく大事なことであり、ぜひすべきと思うんですけど、その辺をちょっとお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほども申し上げましたが、なかなか100%いい御回答ができないというのは、大変心苦しいわけですが。

再度お話のございました、1点目は県道への歩道の設置のことです。要望活動は公で要望活動を郡で行いますのは、年に1回です。当然、そのときには関係をする皆さんと御一緒に県庁へかけて知事、それから土木部等々を初め、関係機関のところへ、強く強く要望をさせていただいているということは御理解をいただきたいと思います。

正式な郡の土木協会としての要望は年に1回ではございますけど、日常的には当然、行政と出先の土木事業所、あるいは県土整備事務所もございますので、連絡をとって、そういったことの情報はお伝えをさせていただいているところでございますので、そういったことが蓄積をされて年に1回の要望活動にもつながるということではないかというふうに思います。

それから、1回要望すればすぐ県のほうで予算が付いて事業ができるということでも、なかなかこれもないわけですが、以前、お話もさせていただきましたが、役場の隣にあります鹿足河内川の河床掘削も県のほうへ毎年毎年お願いをさせていただいて、3年越しでどうか今の状態、部分的にはございますけど福祉ゾーンからこの本流へ合流するところまでですけど、これも3年越しでございます。そういった状態で県の限られた予算の中で、どこのエリアに予算配分をするか、それじゃあこの津和野管内に予算配分をしたものを、じゃあ津和野、この管内の吉賀町と津和野町のどの箇所へ県が事業を当てていくかという選択になるわけでございますので、少しでもその優先順位を上げていただけるような要望活動をしっかり、これからもやっていきたいというふうに思っております。

それから2点目の下水の問題です。個人型の合併浄化槽の促進を図っていきたいということで申し上げました。個人型の場合も市町村設置型の場合も分担金なり使用料なり、そういったことで当然、経費がかかってくるわけですが、問題は排水の問題というお話もございました。

排水は以前もお答えをしたと思うんですが、住民の皆さんの財産の、いわゆる畑とか道もあろうかと思いますが、その中へということになりますと、財産をいらうということになる。なかなかそれを行政のほうでということは非常に難しい問題でございます。技術的なところで助言等ができるものであれば、当然その御相談には応じる準備はあるわけでございますので、お気軽に建設水道課なりにお問い合わせをしていただいたらというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） まず、県道の件なんですけど、今言うてすぐにはならんというのは、それはごもつともな御意見なんですけど、この要望というのは、私が初めてしたのか、それとも以前が出ていた問題か、そこら辺をちょっと伺いますが。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 県道の改修は、これは以前から要望がございましたので、そのような要望もさせていただいております。それに基づいて、これまでも六日市側から歩道の整備等をさせていただき、それから現在やっている御紹介のありました路肩を少しいらうような工事も含めてなんですけど、これもこれまでの要望活動に基づいて県のほうが予算措置をさせていただいて、今、事業着手をさせていただいているというふうに認識をしております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 要望が前からあったということであるので、やはりいますぐのあれではないと思うので、早急に、いい方向になるように努力していただきたいと思います。

あと、下水の件なんですけど、やはり、今、町長が言われるのは、他人の土地だからいらわれないとかそういった、それは個人、私どもにとっても同じであって、他人の下をくぐるということはなかなか難しい問題であり、そこら辺をどういうふうに問題解決をするのか、もうこのまま地下浸透でいいんですよと言われるか、そこら辺のことをちょっと伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、議員がおっしゃられるようなことを追認しているわけではございませんで、少しでも御利用がいただける、それから設置をしていただけるような方策は当然、考えていかなければならないわけでございますので、またそういったところの意見集約ができるような場ができれば、課のほうも出向いていくわけでございますし、それから先ほど申し上げましたが、皆さんの、仮に財産をいらうということになれば、当然、そういった御了解もいただかなければならないということでございますので、いろいろそういったところ、お互いに意見を出しながら、どういった方法がいいかということは、これからも当然、引き続いて検討させていただく準備はございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今後、検討していくということで、私どもも地域住民と検討していこうと思っております。

あと、河川の竹やぶの件なんですけど、あの辺はどう思われますか、自然自然といっても、あれはただの原始林というのは言い過ぎかもしれんですけど、何もできない状態の放置している、ただの藪なんですけど、そこら辺はやっぱり、今度「高津川」というタイトルの映画がつけられるということもお聞きしたんですけど、そういった面でもやはりなかなかあの画面を見ると、「ええ、これ高津川」というような感じもあるし、やはりこれはどうにかすべきとは思いますが、どのように思われるでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 一級河川高津川でございますので、島根県さんなり国なりがどういうふ



うに御判断をされるかということになろうかと思えます。

それから、この上流でなくて中流域、特に柿木の大きい川幅になっても、あの川の中へ大きな立木といいますか、植生をしているわけでございますので、町内を貫流する高津川全域について、河川の中の立木対策については、やはり県のほうへしっかり要望させていただきたいと思えます。

それから、特に上流域で、恐らくここまでが川、ここからは川ではない、要するにはっきりした堤防とかがないもので、その境さえもわからないというお話だろうと思えますけど、これもやはり県のほうがどういったスタンスなのかということは、当然またお話もさせていただきたいと思えますけど、いずれにしても、私どもの管理でない部分でございますので、現状お伝えをさせていただきながら、また先ほど申し上げました鹿足郡土木協会とか、そういったところへお話をいろいろ出して、御協議をいただくように努めてまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ぜひ、県のほうには現状を強く報告をしていただきたいと思います。

それと、住宅の件なんですけど、七日市にお試的につくって、家賃を7万5,000円を2万円下げて5万5,000円ですか。それでまあ試験期間を設けてやっているということで、それがうまくいけばということですが、その辺はちょっと私も行って見てないので何とも言えないんですけど、ぜひ、いいことになるようにと思っております。

また、あと水位計の件なんですけど、これもやはり命にかかわる大事な問題ですので、設置するということですので、ぜひ、早いことを設置できるよう期待するところであります。

この間の件に関しては、これで質問をちょっと終わらしまして、次の質問で有害鳥獣についてということですが、これは有害鳥獣といってもいろんな有害鳥獣がおるわけなんですけど、特に農家にとって被害が著しいのが熊と、今言うサギ、あるいはタヌキ、そういった部分なんです。タヌキはハウスなんかのマイカー線をどういふものか、必ず切って歩くという、それがタヌキ。あと、汚い言い方ですけど、一カ所にふんをだつとするという、そういったこともかなり嫌な思いをしています。それはタヌキのあれなんですけど、あと熊なんかも、前回もしましたように、やはり出没報道が何回もされておると、やはり以前、去年でしたか、彼岸花が咲くころに、あの付近に熊が出ましたという報道があり、ああいうことも、ちょうど彼岸花で観光客が来ておるさなかにそういうことがあり、やはり観光客としてもなかなか、ええというようなこともあると思うので、熊に関しては行き先を設置する、何かあれを付けて調査をしていると言われましたが、そういう段階ではないと思うんです。

それで、あとサギに関してはせっかく植えた苗を踏みちらかす、サギも賢いんかなんか知らんけど、苗の上を歩くんです。自分の体重がかからんように。せっかく植えた苗がだめになるとい

う、そういった被害も今、段々苗が大きくなったんで、今はあんまりですが、やはりおそく植えた方は被害が増しておりますので、その辺についてなんですけど。

農家の営農意欲をそぎ、有害鳥獣は現在、産業課に有害鳥獣対策員を配置しているとお聞きしているんですけど、いつから配置されて、その成果とまた、今後の方向性等をお伺いしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の有害鳥獣についてお答えをしたいと思います。

鳥獣対策専門員につきましては、平成28年6月から1名配置をしております。採用した方は鳥根県の西部、農林振興センターの益田事務所の鳥獣対策専門員として、9年間、鳥獣対策に従事をされまして、行動調査、研究、効率的な捕獲活動の指導に当たっておられた方でございます。

現在、全国的に鳥獣対策への専門知識を持った人材が必要とされておまして、鳥獣対策専門員の自治体への配置が進められております。しかし、専門知識を持つ人材が不足しておまして、募集を行っても配置することができないのが、全国的な現状のようでございます。こうした中でございますが、鳥根県では各合同庁舎ごと、それから石見部の自治体といたしましては、浜田市、益田市、本町吉賀町に配置をされているということでございます。

鳥獣対策は、原因の把握、調査、侵入防止柵の設置、追い払い活動、捕獲活動というふうになるかと思えます。農作物被害防止については、まずは農業者みずからができ得る対策が重要となります。今後は、捕獲従事者の減少が進み、捕獲活動に頼った対策はできない状況になると推測されますので、本町では従前から行っておりますが、地域ぐるみの鳥獣対策を推進しております。農業者、地域がみずからできる鳥獣対策を推進することによって、完全に鳥獣から農地を守ることは不可能でございますが、被害を軽減、減少するということはできようかと思っております。

鳥獣対策専門員による集落分析、農業者への研修、被害減少への方法、集落活動での対策助言を行っております。あわせて、狩猟者による捕獲活動を行っております。行政、地域住民、捕獲従事者のそれぞれの役割を發揮し、協力して対策を進めることが鳥獣被害対策では重要かと思っております。

幾つかの地域では、集落活動が既に実施をされております。活動がなされている地域、集落では大幅に鳥獣被害が減少しているというふう聞いておるところでございます。このように専門員の配置による成果は大変大きいものと認識をしております。ぜひとも、この専門員を十分御活用いただくためにも、集落活動の一環として鳥獣対策に取り組んでいただくことをお勧めをしたいと思います。今後も、専門員を配置しながら地域ぐるみの鳥獣対策を講じてまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 鳥獣対策については、地域ぐるみでやるのが本筋であろうという  
ような御答弁なんですけど、地域で特にサギに関して申しますと、何分空を飛んでいるものであ  
りまして、戦時中の米軍に対して竹やりを持って応戦するというような、そういう感じでありま  
して、なかなか追い払うと近くの山に行って木にとまって様子を見て、私どもが去るとまた下り  
てくると。その繰り返しなんです。

それで、あと魚釣りの糸なんですけど、そういうなんをはっている方もおられるんですけど、やは  
りはっていてもそこの下に入ってくると。中には、羽をからませて、そこでぐちゃぐちゃに苗を  
一緒に、あがいてなっている、そういう現状もあります。そういったこともあって、なかなか地  
域でやるというのは難しい、花火で追っても、さっき言うたように、すぐにその場は逃げるけど、  
また帰ってくると。

鳥獣対策員というのがおられるというんだったら、そういうサギの性格とか、そういうなもの  
全て御存じと思うんですけど、そこら辺も含めてどういうふうにすべきかということ住民に知  
らせてほしいんです。私どもおるんかちゅうぐらいで、それこそ費用対効果じゃないんですけど、  
そんな人がおられるんやったらもっともっとやってほしいという、そういう要望がすごく強いん  
です。そこら辺のことをぜひ。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 専門員のことにつきましては、行政といたしましては、事あるごとに、  
特にことしも自治会長会議でも産業課長のほうからお話もさせていただいておりますし、広報等  
でしっかり広報はしているつもりでございますが、まだまだそれがやっぱり足りないのかなとい  
うふうに思っております。広報をやっぱり周知をしていくということは、引き続き努めてまいり  
たいと思いますし、また住民の皆さん、地域の皆さんもお困り感があるときには、遠慮なく産業  
課のほうへ電話なり、出向いていただいて、御相談をしていただいたらなというふうに思います。

サギのお話もございましたけど、被害を100%完璧に抑えるというのはやはり、今の現状で  
は難しいかと思いますが、それをやっぱり少しでも最小限に食いとめるということはできるわけ  
でございます。今、産業課の中で特に専門員を中心にやっておりますのは、地域ぐるみでとい  
うことで、昨年前のところでも幾らかの集落にはでかけて行って、地域ぐるみでその対策を講じて  
いただいて、大きな成果を上げているところもあるわけでございますので、そういった事例もい  
ろいろお話を聞いていただきながら、産業課にも配置をしております。専門員をしっかりと有効に  
活用していただくようお願いを申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） そういう空を飛ぶような鳥なんかには、対応するのはなかなか厳し

いということは私も重々承知しておりますので、今後、産業課とも相談をしていい方向になるように努力はしていこうと思っております。

これで、私の質問は終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、8番、大庭議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前9時50分休憩

.....

午前10時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

2番目の通告者、5番、中田議員の発言を許します。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 2番目の、5番議員の中田元でございます。本日は、2問通告しております。よろしくお願いいたします。

まず、第1問目に学童保育についてということで質問をさせていただきます。学童保育と呼ばれる放課後児童クラブ条例には、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間、家庭にいない者につき、家庭、地域等との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない」とあります。

地方自治体などが放課後に預かり、生活面での世話もする厚生労働省の事業で有料であります。吉賀町においては、平成32年3月31日まで無料となっております。しかし、学童保育は、保育園と違って開設期間は4月1日から翌年の3月31日までの期間、日曜日及び国民の祝日に規定する休日並びに8月13日から8月16日まで及び12月29日から翌年1月4日までの期間は除くとあります。前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは開設日を変更することができるかとあります。開設時間は小学校の開校日は午後1時30分から午後6時30分、休校日は午前8時から午後6時30分までとしております。現状として、柿木学童で2カ所、七日市学童、朝倉学童、六日市学童、蔵木学童の6カ所にて事業を展開しているとのことでございます。

このようなことから、まず1点、町内の児童クラブの定員と利用状況をお尋ねいたします。

2点目として、吉賀町子ども子育て支援計画の中に施設整備のことが掲げてあり、手狭だから1校区の中に2事業所となっておりますが、今後、どのような受け入れ態勢を整えていくかお考えを伺います。

また、小学校の生徒数は年々減少傾向にあります。保護者の就労の多様化、長時間勤務等の影響により、家庭での保育機能が減少し、年々利用率が高まっているとのことでございます。このようなことから、保護者の方から私に日曜日、祝日も学童保育事業を開設できないものだろうかという相談がありましたので、学童をお待ちの方数人に声かけをしてみました。そうすると三交代制や休日勤務などがあるので、放課後児童クラブが休日等に稼働すれば大変助かりますという声がほとんどでございました。こういったことから、日曜、休日の開設についてニーズはあるのではないかと考えますが、執行部のお考えと条例の改正を望むところでございます。こういう施策が吉賀町まちづくり計画でうたっている、安心して出産、子育てができる環境づくりの推進ではないかと考えます。

先ほど申しましたが、6つの事業所全部で日曜あるいは祝日は開くというのではなくても、町内1カ所でもこういうふうな事業所が開設できると大変助かるというような声もありましたので、申し添えておきます。

以上、学童保育の開設についての質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、1点目の質問でございます。学童保育につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

吉賀町における放課後児童クラブにつきましては、5つの小学校区で事業実施をしておりますが、利用者の増加によりまして3カ所の校区、これは六日市小学校、七日市小学校、そして柿木小学校でございますが、この3つの校区においては低学年と高学年に分けて運営しておりまして、直営が6カ所、委託が2カ所、これは六日市保育所と七光保育所でございます。計8クラブで利用料については無料ということで運営をしているところでございます。

まず1点目の質問でございますが、各クラブの定員数につきましては、施設の規模等にもよりますが、蔵木と朝倉については、それぞれ15人、六日市、柿木第一、柿木第二はそれぞれ30人、七日市は40人、それから委託をしております六日市保育所、七光保育所につきましてはそれぞれ30人となっております。吉賀町全体では220人の定員数となっているところでございます。

また、利用状況についてでございますが、町内小学校児童221人のうち、6月1日時点の登録者数が合計で161人となっております。そのうち実際にこの制度を利用されておられます児童数は4月が141人、5月が134人という実績でございます。小学校児童数全体の約6割、登録者全体でも約8割から9割の方がその利用者となっているという状況でございます。

次に、2点目の質問であります。第一期吉賀町子ども子育て支援事業計画におきまして、既存施設の活用や新たな施設整備の検討も掲げているところでございますが、利用者が増加してい

た放課後児童クラブにおいては、新設ではなくて民間保育所への事業委託や地域の既存施設等を活用したサービスを展開するよう工夫をしているところでございます。

今後も、このように新たな施設整備を前提とするのではなくて、利用者数の推移等を見極めながら、柔軟に受け入れする環境を整えていく方針でございます。

最後の質問でございます。保護者の就労の多様化や長時間勤務等の影響もあり、日曜日や祝日等の開設について要望があることは認識しておりますが、全国的に見ても日曜日及び祝日に開設しているクラブは、現在では少ないのが実態でございます。しかしながら、平成32年度から第二期の吉賀町子ども子育て支援事業計画を策定することとしておりますので、今年度から来年度にかけて子育て世代を対象にニーズ調査を行う計画としております。その調査の結果、必要性があるという判断に至った場合には、休日開設の実施の検討も当然してまいりたいというふうを考えております。

なお、参考までに土曜日の利用状況についてでございますが、土曜日につきましては8カ所すべてのクラブで受け入れ可能としておりまして、事前の希望がある日のみ開設をしております。実績といたしましては、平成29年度は34日間で355人の延べ利用者ということで、1日で換算いたしますと平均日当たりが10人の利用となっておりますことを、申し添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、施設のことについて町長のほうから新しい施設はつくらないというような返答であったかと思いますが、この吉賀町子ども子育て支援事業計画の案ではなしに事業計画です。案がちょうど27年の3月に出ているかと思いますが、そこでは成果というところで平成25年度に七日市学童の特床補修を実施し整備に努めたと。利用者数の著しく増加している六日市学童、柿木学童については面積が狭く支障を来しているため、施設改修後、開設が必要、平成27年度以降学童保育施設整備について、ニーズが顕在化した場合には、改めてニーズ調査を実施し、事業実施の是非を検討するというようなことが掲げてあります。

それと、この案については、新たな拠点整備については早急に検討を開始するというようなことが掲げてあるんですが、今の町長の回答ではあまり、施設整備ではなくやっていきたいというようなこと、それからこの計画案のときに、説明のときには、小学校等の空き教室を利用してやることを検討するというようなことをたしか、言われたかと思いますが、なかなか学校との調整がつかない、当然、放課後児童夜間6時半とか7時ごろまで保育するということになるんで、管理の面で難しいとかというようなこともあったかと思いますが、その辺について、討議をされておるのか、どのように学校との調整をされておるのかもちょっとお伺いしたいと思いますが。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私が持っておりますのは、現在の第一期の計画でございまして、案ではございませんので成案をしたものの内容で申し上げますけど、当然、案の段階から成案に至るまでにはいろいろ議論があつて、その中では今、議員がおっしゃられたような、やっぱりやりとりがあつたかと思ひます。結果的に今、第一期の計画の中で、課題とすれば、今言われたように、やはりで手狭になつた。利用される子どもさんの数がふえたので、手狭になつたというのは当然、課題がある。

それを解決するためにということで、施設改修や新たな実施場所での開設が必要だということでございます。新たな実施場所の開設ということでございますので、当然、その中には新たに整備する、新築をすつとか、新設をつくるとかということもあると思ひますし、今ある既存の施設を有効活用するといふ、両面があると思ひますので、新しいものをつくるということに限定したものであるといふことは、御理解をいただきたいと思ひます。

それから、学校の空き教室の話がございまして。これは数年前から私、保健福祉課における数年前のときもそういったお話を聞いたことがあります。なかなか学校経営の中で、そうでない領域の部分と一緒にその建屋の中でといふのは、学校サイドのほうも非常に厳しい面があるといふことで、お聞きをしたことがあります。そこら辺のまだ、解決に至っていない状況で、まだその部分についてはできていないといふことだらうと思ひます。それから、新たなところでの展開です。新築じゃなくてほかの空いたところということになりますと、ああして近くに福祉施設、福祉ゾーンが随分ありますので、そういうところを利用してといふようなお話は、原課のほうから聞き及んでおりますけど、じゃあそこでいつからといふことにはまだ至っていないといふことを御理解を賜りたいと思ひます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） それから、一番肝心なところで日曜日と祝日の開設日といふことで、町長のほうからは32年度に、また子ども子育て支援計画ですか、その計画づくりといふことでアンケート調査等をとつて、ニーズがあればといふことでございまして。

その中で、土曜日は現在も引き受けておるわけですが、かなりの方、平均10人程度の子どもさんが出られておるといふことで、当然、今私が言いましたように祝日、日曜日といふのもニーズはあろうかと思ひます。町長言われるように、32年と、まだ30年で丸2年あつてそれからの話になると、3年も4年も先になるんじゃないかと思ひますが、こういう子育ての時代といふのは、今が一番困つていられるわけがございまして、32年まで待つといふんでなしに、今、全体の声ではありませんけれども、1カ所でもあれば助かるといふような意見もござましたので、何とか日曜日、あるいは祝日について、一番多いところは柿木とか六日市とかいふような人数です。そのようなところが多いといふことなんで、場所は私がどこそこといふことにはなりませんけれ

ども、真ん中近所にでもそのような1カ所でも休日の開設というようなことを早急に考える気があるのかどうかを、その辺をお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） おかげさまで、少子化対策が少し効いてきたような感じで、以前お話をさせていただきましたけれども、これまで1年間で30人前後、少ないときには合併をしてから27人しか子どもさんが生まれない年がございましたが、29年度おかげで50人の出生があったということで、非常に喜んでおります。

それから、一方では今月6月の初めに、ある新聞に、女性の労働力率全国1位という大きい見出しがありまして、どういったことかなと読んでみましたら、島根県の15歳から64歳までのいわゆる生産者年齢階層のところも女性の方が働く率が2015年の国勢調査の結果の集計すると、島根県は74.6%で、その労働力指数といいますか、比率が全国1番になったそうです。その理由も書いてありましたが、読んでみますと、1番はやはり島根県の場合は三世代の同居が多くて、学童とはちょっと話が離れるかもわかりませんが、自分の子どもさんをおじいちゃん、おばあちゃんに預けて、仕事に出て行かれることができる。

それから、町は都会と違って通勤や自家用車ですけど、比較的通勤時間が短くて、それもやっぱり仕事に出やすいと。それから何といても島根県の女性は働かなければならないという、そういった意欲を持った女性の比率が非常に高いんだそうです。そういうことで74.6%の方が、いわゆる仕事に就いておられるということで、そうして全国で今1位ということで脚光を浴びているというような記事が、6月の初めにありました。ということで、女性の方は働きたい、それから子どもも逆に吉賀町の場合は今、ふえている。そうするとやっぱり、今、御指摘のありました学童保育とか、そのニーズが当然高まってきますので、そういたしますと、今ある計画をどのように微調整していくかというのは、まずは先ほど申し上げましたように第二期のところでも32年でどうするかということになるわけですが、現状をどうするかということも当然ありますので、そこはまたちょっと原課のほうで現状をしっかりと見極めた上で、対策としてすぐにでもできるものがあるのであれば、それは第二期を待たずして、第一期のこの計画、31年度までですから、あと1年と少しあるわけですので、その中で講じることができるのであれば、そこはしっかりと模索をさせていただきたいなというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今の件でございますが、早急に考えていただきたい。ニーズ調査といいますが、町内全域でやるというよりも、これは小学校に通学をしておられる家庭のみのアンケートになるかと思っておりますので、そうおおごとではないのではなかろうかと思っておりますし、私のほうに最初に申しましたように電話かかったり、いろいろ、後から私もあちこちに聞いてみる



と、あったら大変助かると。

今、そんなことを言ったら叱られるかも知れませんが、今、町内の子育ては何もかもみな無料だと、少しは有料であっても、預けるところがあれば大変助かるというような声も聴きました。有料がいいか悪いかというのは、これは町のほうの方針でございますけど、それまでそこまで切実に考えておられる方もあるということでございますので、ぜひとも32年度の計画というよりも、即座に、これも祝日、休日に、今の支援員さんの人数のことも、今度条例改正、この度出ておりましたけど、いろいろ条件面も変わってきますし、人数もふやさねばならないという勤務体系もあるかと思いますが、ぜひとも早急な検討をしていただいて、9月の議会の折にはいい話になりましたよというぐらいのことを返答できるような、条例改正のほうしてもらえれば、大変保護者の方が助かるのではなかろうかと思っておりますので、早急な御検討をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、2問目に入ります。大規模森林開発事業の規制についてということでございます。

最近、中国地方でも大規模太陽光発電所、メガソーラーでございますが、設置をめぐり、一部地域で反対の声が出ているとのことでございます。国が再生可能エネルギーの普及を後押しして、事業者の参入が相次いでいるためであります。

地域では、景観や防災面への懸念があります。資源の乏しい日本にとって、自然エネルギーは今後も必要と考えますが、難しい問題もあると考えております。

この防災面から見た自然破壊につながりかねない事件は、お隣の岩国市美和町で起こっております。美和町阿賀地区で事業者が約125ヘクタールの山林を伐採し、出力90メガワットのメガソーラーを建設するとのことでございます。125ヘクタールというとちょっと見当がつかんのですが、私も沢田の今、圃場整備したところがありますが、下沢田からずっと上に上がった、田の面積が35ヘクタールあるそうです、全部、沢田の圃場整備。恩給地区とか沢田の住宅近所を入れると50ヘクタールということですが、見当で35ヘクタールというところの山を、沢田の山へずっと押し上げてもらったの30、これの4倍もするような面積です、125ヘクタールということになると。そういうふうなことを、今、美和町ではやろうというような事業になっているそうでございます。

総事業費が約300億円、既に敷地の大半は事業者が取得しているとのことです。昔ながらの里山の景観が壊れる、木が伐採されれば山の保水力が落ち、土砂災害が起きると自治会長が言っておられました。私もこの新聞報道を見て、他人事ではないなと思い、自治会長の名越さんという方が載っておりましたので、すぐ電話をおかけしてお尋ねいたしました。

また、6月4日には、どうも電話だけでは気にいらないので、美和町のほうに、会長さんのところに出向きまして、現地も見させていただいて、こういうふうなところだということも見てまい

りました。大変、やや急傾斜ではないですが、もしこの山の広さを切ったら大変物騒なことになるのではなかろうかなというような気がしました。

それは、そこでの話でございますけど、昨年、この会長さんの話によると、山口県に計画を認めないよう求める陳情書を提出したと。それから、反対署名も出しましたというお話でございました。事業者との協議は現在も進まないとのことでございます。

県は、開発に必要な森林法の許認可権を持っており、メガソーラーの設置認可は国の管轄で、地元自治体は主導的に対応できないということでございます。中国地方では、昨年9月時点で476件が稼働し、出力105万キロワットで、原発1基分だそうでございます。吉賀町でも小規模の太陽光発電があちらこちらで設置されております。私も見て回りましたが、立河内、それから蔵木、これはそれぞれ250キロワットでございました。それから、その立河内蔵木分、私の目見当でございますけれども、面積にしたなら1町歩足らずぐらいの面積かなと考えます。

もう1カ所、これ結構大きかったですが、下高尻地区にあります。これは、ワット数でいいますと1,379キロワットで、面積が2.8ヘクタールあるというようなことでございます。高尻の場合は、シルバー人材センターのほうに草刈り等も頼まれておるといようなことでございます。

これらは、町内である今の3箇所、ほかにあるかもわかりませんが、かなり大きいところでそのぐらいでございますが、私の見たところ、これは平地であり、大雨降って、例えば地震が来たとかいって災害となるというようなことはないと思われませんが、他県のように山の景観を壊すようなことは、町としても何らかの歯どめをかけておくべきではないかと考えます。これは、先ほども言いました美和町のような大規模なことになります。

先例として、長野県は16年に大分県はことし1月、大規模な太陽光発電事業者に環境アセスメントを求める条例を施行したということで、事業者は調査費、あるいは費用面で重荷になるとのことでございます。岡山市も同様の条例を準備中とのことであります。

そこで、島根県や吉賀町のこの自然豊かな景観を壊さないためにも、住民の安心安全のためにも、県と協議し、条例設置を望みますが、町長のお考えをお伺いたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、本題の前に、先ほどの1点目の学童保育の最後のところお話がございました。そこにちょっと付け加えをさせていただきたいと思えます。

原課のほうで、検討させますというお話をさせていただきました。当然、検討するわけでございますけど、まずはニーズ調査がやっぱり必要でございます。先ほどの小学校の在籍をしているというお話がございましたが、やはり将来に向けて担保が必要でございますので、小学校の在籍ではなくして、その前段の未就学、保育所に今、通っておられる御家庭とか、そういったところ

もやはり、その調査の範疇には入れなければならないかなと思っています。そのことは、当然第二期の計画に向けても、そういったところに配慮していかなければならないということ。

それから、もう一つはやはり、お話にもありましたが支援員です。マンパワーがなかなか専門職は今、本当に難しゅうございますので、そこがしっかり担保できるかということと、もう一つは財源の問題、こういったところを相対的に検討させていただいて、できるものであればそのように移行の準備をしていきたいなと思います。

ただ、お話がありました、9月の段階でいい御返事ができるかどうかというのは、これは別物でございますので、そここのところはどうか御理解をいただきたいと思います。

それでは、2点目の大規模森林開発事業の規制についてということで、お答えをさせていただきたいと思います。

本町におきましても、先ほど、議員のほうからも御紹介がございましたが、近年、個人または法人が出力電量10キロワットを超える中規模、大規模、太陽光発電を遊休地等に設置される事例がふえております。また、蓼野地区におきましても、昨年度、町外事業者により山林に太陽光発電が設置されたところがございます。一般的に太陽光発電に限らず、1ヘクタールをこえる森林、これは保安林は当然除くわけでございますが、こういったところで開発する場合には、森林法により島根県知事の許可が必要となります。許可申請の際には、森林所有者の事業計画書への同意が必要で、事業者は森林が持つ公益的機能を損なわないよう諸対策を講じることとなっているわけでございます。

全国の事例を見ますと、事前に地域住民への説明会を行い、事業計画の承認を得てから着手するケースが多いわけでございますが、中には、その十分な説明を行わずに、合意形成がないまま事業が進み、結果的に後々地域住民とトラブルになる場合があるようでございます。

御指摘のとおり、大規模な森林開発による環境面や防災面への影響は本町においても懸念されるべきものでございます。事業者みずからが環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測、評価を行う、いわゆる環境影響評価、環境アセスメントを行いまして、地域住民等へ説明を行うべきであると考えております。

しかし、島根県環境影響評価条例にておいて、太陽光発電は対象事業となっていない状況でございます。ほかの県では太陽光発電も対象としているところもありますので、島根県環境評価条例の改正について、島根県との協議を行い、要望をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、町長が言われたように、県内の森林法で1ヘクタール以下、あるいは1ヘクタール以内は、伐採のことですが、町のほうでできるというような条例というか、

あるそうでございます。前回、町長のほうには美和町の写真もお見せしましたし、中止を求める署名というようなことも6月4日に私が訪問した折に、書類いただきました。

実際、この写真見ていただくと大変上流のほうにありまして、航空写真でございますが。もし、本当にこれだけの面積、山伐採してできると、大変下流の方は危険であるし、近所の方ももう毎日、この山が見えよったものが全部裸山になって、ソーラーのぴっかぴっか光るようなのぼっかり付いているというようなことになりますので、大変、音が出るとかなんとかということはないかと思えますけれども、これだけの大きなものができる、今、町内にある発電施設250キロワットぐらいでも、近所に行きますと、初め何の音かわかりませんが、ぶーんというような音がしておりましたので、これだけのものができるとかなり大きな音が出るんじゃないかなというような気はします。

今、町長言われましたように、この吉賀町だけでこの規制というのができないということでございますので、島根県全市町村一致協力しながら、このような環境アセスメントできるというような条例、県のほうに働きかけていただいて、規制をかけていくようなことを、ぜひ町のほうも本腰を入れてやっていただき、町民の安心安全というところで守っていただけたらというようなことで、今、すぐこれについてこうなるという回答は町長もできないかと思えますので、その辺のことをぜひ、検討していただきたいというふうに思いまして、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先日、今ありましたように、こういった資料も御提供いただきましてありがとうございます。

それとは別に、今回通告がありましたことにつきまして、役場の企画のほうから岩国の市役所のほうにも照会をさせさせていただいて、同様の内容で御回答をいただいております。いろいろ、状況については勉強させていただきました。ありがとうございました。

それで、今回の通告にもございましたけど、実はいろいろ町内を回っておりますと、数年前にこの吉賀町に移住定住したけど、そのときには非常にやはりこの吉賀町の自然に魅力を感じていたんだと。ところが、数年すると家の周りは太陽光のパネルでいっぱいになって、非常に残念だという声を、私も数名も方から聞いたことがございます。

そうした折に今回のような、こういった御提案といいますか、通告でございます。しっかり現状は受けとめているつもりでございますし、島根県の場合は先ほどの御紹介もございましたが、発電所の設置とか変更につきましては、水力と火力と風力しかない、太陽光がないわけでございますので、長野県とか大分県の先進事例も御紹介ございましたけど、そういった住民の皆さんの実情も伝えながら、県のほうへ幾らかなりとも働きかけをさせていただきたいと思えますので、付け加えをさせていただきたいと思えます。

○議員（5番 中田 元君） 以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、5番、中田議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午前10時40分休憩

.....

午前10時52分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番目の通告者、11番、藤升議員の発言を許します。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、機構改革に対する見解を町長にお聞きをいたします。

岩本町政となってから既に半年を超えました。吉賀町は、町村合併直後は9つの課でスタートし、4年目の平成21年に現在の総務課、企画課、税務住民課、保健福祉課、産業課、建設水道課の6つの課となりました。それぞれの課には、課長がおられ、課の中には幾つかのグループが存在し、グループごとにまとめ役がいるという組織体制になっていると認識しておりますが、これで間違いはないのでしょうか。

1人の管理者が、管理可能な部下の数には限度があるというスパン・オブ・コントロールという考え方があります。上司が適切に管理できる部下の数は5人から7人くらいと言われる方が多いように見えますが、環境によっては20人くらいという方もおられます。

吉賀町役場では、組織、事務分掌表から1人の課長のもとにいる正規の職員数は、企画課の6人から保健福祉課の20人となっています。ただし、ここには嘱託職員であったり、臨時の職員の方は入っておりません。住民サービスを向上させるために、人材を育てるという見地から機構改革を検討することを求めますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、1点目の機構改革に対する見解はということでお答えをしたいと思います。

現在の組織体制につきましては、各課に2つないし3つのグループを置き、それぞれのグループごとに主査または課長補佐を配置しておりますと、町長部局で申し上げますと、6課13グループになります。議員からもありましたように、各グループごとに、まとめ役がいるというイメージでよろしいかと思えます。

人数で申し上げますと、課ごとでは最大が保健福祉課の21人、最少が企画課の7人となっております。グループごとでは最大が保健福祉課の保健医療グループで9人、最少が企画課の地域

振興グループなど3人となっておるような状況でございます。

このグループの置き方につきましては、基本的には各課の判断に任せておりますが、事務分掌や職員数に応じ各課において適切に対応されていると考えております。さらに、職員配置の考え方といたしましては、その課が所管する業務の質や量、職員の年齢、バランスや経験年数、そして人材育成の観点などを考慮し行っております。職員の能力向上に関しましては、平成19年3月に制定をいたしました「人材育成基本方針」に基づき、職場内訓練や各種研修を通じて行っているところでございます。

さて、後段の機構改革に対する見解という御質問でございますが、現段階におきましては、機構改革を行う考えには至っておりません。このことは、議員の御指摘を否定するものではなく、住民サービスが向上し、かつ職員それぞれの能力が最大限発揮されることが期待できるのであれば、機構改革を行うことに異論はありません。機構改革を行うかどうかにつきましては、現場の実態を把握し、職員の声を十分聞いた上で見極めてまいりたいと思います。

そして、検討を開始することに仮になりましたら、さまざまな観点から検証することになると思いますが、御紹介のございましたスパン・オブ・コントロールの考え方も十分考慮しながら進める必要があるかと思っております。また、機構改革の際の一時的な混乱、つまり住民の皆様にご不便をおかけするようなことがあってはならないと考えておりますので、こうしたことにも十分注意しなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 現状においては、機構改革の考えに至っていないということであり、6月4日にありました全員協議会におきまして、会計年度任用職員の制度が2年後には始まるということであり、フルタイムとなる職員につきましては、人事評価の対象になるとされていることから、管理職の業務がふえるだけではなく、対象となる職員が一度に多くなることは評価の質的な変化につながることを予測されます。

と言いますのは、現在、それぞれの課長・管理職においては、単に職員の管理という面だけでなく、それぞれの独自の仕事を抱え取り組みもされております。その上に現在ちょうど人事評価がされている時期ではあるとは思いますが、その数が多くなるということに対して、相当な負担というものを私は感じざるを得ません。

と言いますのは、私が以前、勤務をしておりました京都の会社におきまして、この評価をするに当たって、それぞれの職員がいろんな違う仕事をしている。その評価をどうするのか、前、勤めていた会社におきましては、この評価が直接給与にも反映するというところでありましたから、よりシビアな評価が求められておりましたが、そのような評価はできないとして全て同じ評価で出すという、あまり考えられないようなことですが、そのような管理職の方がおられたという経

験もあり、この人事評価とのかかわりも含めて大変心配をしております。

その点について会計年度の任用制度が始まる2年後になりますが、その時点での検討をそれまでにはするべきではないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先般も全員協議会のほうで御説明をさせていただきました。平成32年度から地公法とかの法律が改正されるということで、これまでの非常勤嘱託職員の待遇が変わり、勤務体制が変わってくるということは十分承知しておるところでございます。

御案内もございました、今、人事考課制度、数年前から取り組んでおります。極論を申し上げますと、これは給与等に反映をしなさいというのが、これが国の主たる要因でございますが、我々としたしましては、この数年やっております第1の主眼は人材育成でございますので、そのためにやっているということで、通年的に面談等を行いながら、今、職員の考課をしているということでございます。御紹介もございましたような案件は当町の場合はないというふうに思っているところでございます。

それで、当然、法改正になりますと平成32年度当初からは、いわゆる統制範囲といいますか、スパン・オブ・コントロールの部分が広がってくるというこういう話だろうと思います。そのためにも今の人事考課制度があって、仕事の働きぶりであるとか、個人の悩み等を受けとめて、いかに仕事のほうへ返していくかということ、今、勉強をしているところでございますので、32年度で統制の範囲の、範疇の職員がふえたときにどうかという御指摘かと思えますけど、それに向けてしっかり研修等を行っていく必要があろうかというふうに思っています。

それで、人がふえれば本当にそれは大変かと思えますけど、スパン・オブ・コントロール、それを拡大するためには、要するに統制範囲、守備範囲の人数をふやすためにはということで、いろいろやっぱり見てみますと、やっぱり3つ努めていかなければならないということが文献にもいろいろ書いてあるんです。

1つは、やはりその権限移譲ができる民間もそうですし、こういった行政もそうなんですが、職員をしっかり育成をしなさいということがやっぱり1つ目には書いてあります。そのための研修でもあろうかと思えます。

それから2つ目には、仕事、業務の内容をマニュアル化しなさいと、誰が担当してもできるようなシステムをつくりなさいということだろうと思います。

そして3つ目は、情報共有の手段を改善しなさいということです。誰が電話で応対しても誰が接客をしても、一様にここまでは対応ができるというようなことをしながら、情報をしっかり共有しなさいということが書いてあります。

そうしたことも、これ人事考課とは別に、通常の職場内研修とか、そういったところでしっか

り研鑽をお互い職員はしていかなければならないと思いますし、今回、通告のありましたスパン・オブ・コントロールがどこを指しているかということで言えば、恐らく今で言う私を含めて13人の管理職のところだろうと思いますが、人事考課の今制度の中では、いわゆる管理職はこういったことをしなければならない。その次のポジションはこういったことをしなければならない。主任級はこういったことをしなければならない。という、いわゆる標準書があるわけですが、今回、幸い御指摘をいただきましたそのスパン・オブ・コントロールを私どもの職場に当てはめるとすれば、当然、13人の管理職はそうですし、その下の先ほど答弁もさせていただきました主査とか課長補佐、それぞれのグループのグループリーダーになるわけですが、ここは管理職でなくて監督職という役柄になりますが、ここも統率力とか、もう一つはマネジメント能力が問われるわけですので、そこもしっかり範疇の中に入れて研修をしていかなければならないと思っておりますので、いい御指摘もいただきましたので、これから32年の法改正、体制の改善の日は刻々と迫っているわけですので、総務課が行っております職場内研修、あるいは職場外の研修がございますので、しっかりそういったところでお互い研鑽を積んで、支障が出ないような形で対応させていただいたらということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） さまざまな研修も大事ではありますが、職員がそれぞれいろんな仕事をし、またその決裁の文書等を課長のほうに上げてきます。そのときに、どれだけ丁寧な形でその書類を見ることができるといふ点でいきますと、現在、部分的ではありますが、非常に間違いがあるとかいふことが多くなり、議会でも謝罪の言葉が述べられているという現状もありますので、そういう点も考慮し、今後の取り組みをしていただきたいというふうに思います。

時間の都合もありますので、次の質問に移ります。

市町村設置型合併浄化槽で公共用水域の水質保全をということで、先ほども8番議員から浄化した後の排水の出口がない、排水路の整備ということについても質問がございましたが、私は合併浄化槽を今、個人が設置をしているわけですが、それを町が整備をするということについての質問を行います。

吉賀町は、平成29年度に生活排水処理基本計画を策定しています。この中で、高津川水系の水質が悪くなった大きな要因として、生活排水が未処理のまま流されていることを上げ、河川の水質汚濁防止対策として生活排水処理を進めることにしております。

これまでに町は六日市地域と七日市の一部を排水処理の区域の対象とした下水道処理施設と、柿木中心部と初見新田の2つの農業集落排水処理施設を整備し、合併処理浄化槽設置と管理に要する経費の一部の助成というものを行ってきました。

下水道農業集落排水区域外の生活排水の浄化は、個別に合併処理浄化槽を設置して行っていま



すが、設置が困難な事例等も先ほど含めたものもあり出されており、新築や改築など多額の費用をかける意気込みがないと、個人では合併浄化槽設置は、設置そのものが難しいのは現状です。下水道等の対象区域外に町による浄化槽を整備することについて、町長の見解をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2点目の市町村設置型合併浄化槽で水質保全をということでお答えをしたいと思います。

市町村設置型合併浄化槽で水質保全をということでございます。まず、県内における汚水処理の現状でございますが、平成28年度末での県内の人口に占める汚水処理の普及率は78.6%でございます。その割合の多くが公共下水と農業集落排水であり、60.3%を占めております。合併浄化槽の普及率は10.5%で、うち6.7%が個人設置型合併浄化槽であり、御質問の市町村設置型合併浄化槽はわずか3.8%の普及率という現状でございます。

県内における市町村設置型合併浄化槽を事業展開しております自治体数は14自治体、未実施の団体は5自治体という状況でございます。5つの自治体は益田市、江津市、川本町、津和野町と本町吉賀町のこの5つでございます。

吉賀町内における個別合併浄化槽の設置は1,370人、人口に占める割合は21.3%という状況であります。市町村設置型の実施事例はございません。この市町村設置型合併浄化槽の事業は、従来、町民の皆様が個別に設置しております合併浄化槽を自治体が事業主体となって実施するものでございます。事業実施につきましては、国の補助等があるのも事実でございます。

設置に関しまして具体的な内容は、各自治体それぞれ独自の取り組みをされていることと思っておりますが、大枠で申し上げますと槽の設置のみでありまして、家庭から槽までの配管、槽から排水場所への配管にかかる経費は個人の負担となります。もちろん家の改修費用も個人負担となります。個別合併浄化槽に比べますと個人負担は軽減されることにはなりますが、公共下水道と同じ仕組みとなりますので、設置の際には分担金をいただくことにはなりますし、月々の使用料も発生いたします。既存の下水道料金と同じ金額にしている自治体が多いようでございます。

一見すると有利な事業に思えますが、県内の事業実態は縮小に向かっているのが現状でございます。その理由の一つは、管理費用の問題です。自治体の設置ですので管理主体は町になりますが、町に管理するノウハウ、能力がございませんので、関係機関に管理を委託することになります。そのための費用負担が大きくなるということ。

2つ目の理由が、更新費用でございます。基本は半永久的に使用できるという考えでございますが、実質のところ申し上げますと部品などの修理、更新までを考慮いたしますと30年、最長でも50年が限界と考えられ、その更新経費が重くのしかかってくるため、長期的な費用対効果を考えますと自治体の負担が大きく、現在、国の進めようとしております下水道事業の公営企

業化流れの中では、事業として成り立たないとの考えから、実施自治体でも縮小に向かっているのが現状のようでございます。

そうした現状を踏まえ、町といたしましては現在のところ下水道事業の対象外地域におきましては、先ほども申し上げたところでございますが、個人設置型合併浄化槽を推進していく考えでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 町としては町村設置型の浄化槽については、それこそ後々の維持ということを考え、取り組まないということであり、先ほども県の、あれは平成28年度末の汚水処理人口普及状況というのを県が示しておりますが、それに基づいて御答弁があったかというふうに考えております。

そうは言いましても、10年前からどれだけ普及人口がふえたかという点で見ますと、10年前、島根県内では約1万6,000人の対象となっておりますが、この市町村整備型の浄化槽のふえたのは1万人ほどふえ、2万6,300人ほどとなっており、その割合は全体の2.1%から3.8%、1.7ポイントの上昇となっております。今後、会計の制度等の問題もあり難しい面は理解できないわけではありませんが、先ほど述べました計画を真に追及をしていくという点においては、今一度、検討をし直してもよいのではないかというふうに考えております。

と言いますのは、この市町村設置型の合併浄化槽、以前は国庫補助としては3分の1ほどしかなかった。それを環境配慮型浄化槽とすることによって、補助率が2分の1に上がるということが、これは民間企業の新聞ではありますが、報道として出されております。

そして、何よりも河川の浄化にいかに寄与するか、浄化という点で単に生活排水だけの問題ではなく、河川そのものの流量が大変少なくなってきたということも私は感じてはおりますが、高津川の最上流域にある吉賀町が、どういう施策を展開をするかということが、非常に大事なところになっているというふうにも考えますので、今一度、検討をするということについて示していただきたいと思ひますし、今回はそれぞれの試算等についての請求等はしておりませんが、実際に市町村設置型の合併処理浄化槽を設置した場合と、今までと同じように個人が設置をするときのそれぞれの経費について、設置費も含めた経費につきまして試算をし、議会に提供するということを、今後の中でしていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 何点か御質問等ございました。

財政の財源のお話もございましたけど、市町村設置型と、いわゆる吉賀町もやっております個人設置型、個人負担とかの部分で言うと、初期の部分で言えば当然、市町村設置型のほうが財政負担、個人の方の財政負担が少なくなるというのはそのことに間違いはないと思ひます。国庫補

助もございますし、それから起債もあるわけでございます。残りのところを当然、受益者の方が個人負担と。初期投資においては幾らか軽減をされる。ただ、のちのランニングコストの部分については、おおむね今の公共下水等と同じだということであろうかと思えます。

それで、県内の状況で、この10年間で約1万人、1.7ポイントふえたということ、それから河川浄化の部分でも非常に寄与されるんだという話でございました。当然、そういったことも承知をした上での先ほどの答弁でございますが、申し上げましたように、今、県内の流れが、今、実施をしております14の自治体の傾向、それから、いずれは来る公営企業化に向けて、今の事業へ移行をしていいのかどうかというところはしっかり精査をしなければならないと思えますし、当然、検討しなければならないというふうに思っております。

それから、資料請求のことがちょっとございました。これはまた、議長のほうから御指示があれば、この内容について、どういった内容でということについては、また対応をさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 資料につきましては、また議長を通してお願いをしたいというふうに考えます。

そして、市町村設置型の浄化槽の設置のやり方について、先ほど町長より答弁がございましたが、ほとんどのところは浄化槽本体とフロアとつなぐ配管にとどまっておりますが、自治体によっては流末、浄化槽からその後必要な排水路への接続、そこまで行う自治体もあるということで、これは御紹介だけにとどめますが、そういうものがあるということでもあります。

それでは、続きまして特産品の取り組み状況と将来性についてお伺いをいたします。

吉賀町は農産物の特産品として、吉賀米、有機茶、薬用作物のサフラン、ラッキョウを開発の対象として取り組んでおります。ことしは吉賀町ブランドデザイン作成業務企画提案者の募集というのが既に始まっており、今月、6月26日には企画提案、いわゆるプレゼンテーションと言われますが、される予定になっております。

それぞれの先ほど紹介した作物について、今年度の取り組みの概要と、よそでも取り組んでいる作物で、吉賀町ならではのアピールする内容と将来性、また生産者の所得とどう結びつくのかお聞きをいたします。

また、ラッキョウの出荷の形態ですけれども、生産者の負担を考えると泥つきのままでというふうに考えております。既に吉賀町農業公社では洗う機械も導入をされているわけですが、どのように考えているかお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、特産品の取り組み状況と将来性についてお答えを

したいと思います。

まず、米に関してでございますが、ブランド化事業を始めて今年度で4年目を迎えます。今年度も引き続きモデル圃場を設置し、土壤に不足している鉄をはじめとする微量要素を投入する施肥設計での試験栽培を行います。また、米・食味分析鑑定コンクールへ出品する吉賀町選抜も引き続き実施し、新たにお米日本一コンテストへの出品も検討をしておるところでございます。

販路開拓の取り組みといたしましては、引き続きモデル圃場のお米を東京の米穀店へ試験販売を行います。今年度からは、町全体でブランド化の気運を高めていくため、吉賀町産米ブランド戦略や、吉賀町産米ブランド認証制度を関係機関、関係者、組織の代表者の皆様と連携して策定する計画としておるところでございます。

米における吉賀町ならではのアピールする内容と将来性、所得についてでございますが、米のアピールポイントはやはり食味だと考えます。環境のよさ、ストーリー性、アピールポイントは幾らかありますが、どうしても似たり寄ったりで、差をつけるとしたら、やはり味の部分であり、吉賀町はまだまだ食味を向上していく余地はあると考えております。

米に関しましては各地でブランド化が進み、産地間競争が激化しており、当町もブランド化を進め産地として生き残ることを図ることが生産者の所得にも結びつくと考えております。

有機茶に関してでございます。平成29年度から吉賀町有機茶ブランド化推進協議会として商品開発、販売を開始しておりまして、平成29年度の茶葉収穫総量は456キログラム、加工後の製品につきましては119.2キログラムとなっております。煎茶だけではなく、紅茶、ほうじ茶、玄米茶の4つのラインアップを設け、吉賀茶として販売しております。販路に関しましては、町内ではやくろ、ゆらら、道の駅かきのきむら、はとの湯荘。町外におきましては、雲南市の「シマシマしまね」、東京のにはんばし島根館にて商品を販売しております。

また、町内の業者の方には吉賀茶を使用した煎茶ゼリー、ほうじ茶ゼリーやビスコッティを商品化していただきましたし、吉賀茶を使用したアイスクリームも「道の駅かきのきむら」で試験販売を行っておるところでございます。平成28年度より土壤分析を行っておりまして、今後も引き続き調査・研究を続け、高品質な吉賀茶の生産、販路拡大につなげてまいります。

また、5月には新茶の手摘みと、この地域で行われている釜炒り緑茶づくり体験を開催し、多くの参加者で白谷の茶畑がにぎわいました。このようなイベントを今後も企画・実践し、地域文化の伝承や大井谷の棚田等を絡めた農観光ビジネスへと発展させていこうと考えているところでございます。

平成30年度はより多くの方に吉賀茶の存在を知ってもらうためのPR活動に力を入れるとともに、お土産や贈答品として購入していただける商品のブランディングを実施してまいりたいと思います。

サフランに関してでございます。平成29年度は産業課において試験栽培を行いました。今年度からは栽培していただける農家の方を募集し、生産拡大を検討しております。生産拡大と同時並行で販路の模索も行っていきます。飲食店でメニューや加工品への利用も考えていきたいと思っております。

吉賀町ならではのアピールと将来性についてでございますが、サフランの産地は少なく、吉賀町で産地化できれば山陽方面、関西方面、こういったところでの販売が有利になるのではないかと考えております。そのためには、住民への周知、ほかの地域へのPRは不可欠でございます。現在では、生産者がいない中で、どれだけ所得向上につながるかを検討していく必要もあろうかと思っております。

次に、ラッキョウに関してでございます。現在、産業課で試験栽培をしており、今年度は28年度に植えたラッキョウの収穫を行うとともに、農家の方に募集をかけ生産者、生産量をふやしたいと考えております。生産量をふやすと同時に、人気商品の六日市加工所のラッキョウ漬の生産量を拡大するために、ラッキョウの調整方法を考える必要がございます。そこで、農業公社で洗浄機を購入して洗浄、皮むきにかかる部分の軽減を図ることとしております。また飲食店で提供、ラッキョウ漬以外の加工品開発も行い、町内外へPRをしていきたいと考えているところでございます。

吉賀町ならではのアピールと将来性についてですが、やはり吉賀町のラッキョウのよさは歯ごたえのある食感でございます。PRもそのことを前面に押し出していこうと考えております。ラッキョウの栽培は手間も少なく、ラッキョウ漬の生産量拡大、加工品の充実などができれば所得向上に結びつくのではないかと考えております。

ラッキョウの出荷については、どのような出荷方法をすれば生産者あるいは六日市加工所ともに負担が少ないか、試験中の段階です。現在、収穫したのちに洗浄機にかけられるように束になっているものをばらして、上の葉と根を短く切ってもらって出荷してもらう方法で検討しております。この方法で行いますと、前年度までの出荷と比べると、かなり負担が軽減されるのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それぞれの作物につきまして、現状の取り組みの説明をしていただきました。まだまだ町内の生産者に向けては、その点についての知られきっていない点もあります。

例えば、ラッキョウにつきましては、ことしは今、やくろ等に出荷していただいている生産者の方をお願いをし、ことしの分の作付等をお願いもされております。実際にこういう取り組みを通じて、次の質問とも重なりますが、いかに生産者の収入向上に結びつくかという点が大変重要

であるというふうに考えております。

先ほどの説明の中では、まだまだ取り組み始めたばかりであり、その点での十分な採算また収入増に結びつく、そういう点での御説明はございませんでしたが、もう一度その点でお聞きをいたしますが、吉賀米に限ってお聞きをいたします。実際に取引をするに当たってどのくらいの量を生産をする、そういう見込みについて町の目標とするものがあるのか、一点、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） お米に限定をしてというお話でございましたが、担当課のほうでお米を含めどれくらいの総量が取れるか、それから目標はどうかというところにつきましては、私どもは、数字的なものは承知をしておりますけど、米も全国で言えば吉賀町で取れる米の量というのは、やはり限られた量でございます。

ですから、先ほどのラッキョウもそうでございますし、ほかの品目もそうでございますけど、やはり今、吉賀町の少量多品目のものをどうして販路に乗せて市場に出して、そして売って、それをいかに所得として農家の皆さんに還元をするかというのが、これが一番メインでございますので、そのための手法としてこれまでも申し上げているように、地域商社のようなものをつくってやっていきたいということでございますので、そこをしっかりと少し時間をいただかなければならないわけでございますが、取り組んでまいりたいと思っております。

先ほどの数量のことにつきましては、今、手持ちのものがございませんし、私のところで今承知しているものがございませんので、お許しをいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 数字がないということですので、次の質問を続けます。吉賀町農業再生協議会の取り組みで農家、生産者の所得は上がるのかということでお聞きをいたします。

地域の作物振興の設計図となる水田フル活用ビジョンに基づき、飼料用作物、大豆等の生産性向上の取り組みや、地域振興作物の生産など産地づくりに向けた取り組みを支援する本年度の産地交付金は、昨年と比べて区分、要件、10アール当たりの上限単価とも大きく変わっています。

大豆集積加算の単価は2万円から1万5,000円に下がり、飼料用米集積加算は30アール以上作付から80アール以上の作付を対象とする。また、この単価は10アール以上の上限単価として8,000円であったものを1万2,000円とするなど、今年度産地交付金の変更となった区分、また要件、10アール当たりの上限単価を決めた理由について、それぞれお聞きをいたします。また、集積面積加算の面積要件を広くした理由と、その根拠についてもあわせてお聞きをいたします。

今年度の産地交付金の要件、単価等の変更を行った経緯について、日付を含めお聞きをするものでありますが、といいますのは実際にこの要件が固まったのが5月の25日ごろであるという

ふう聞いておりますが、この5月25日と言えば既に播種から田植えまで終わっている時期であり、このような時点での変更というのは非常に問題であるという点から、実際の変更に至るまでの経緯をお聞きをするものであります。また、変更に係わる会議などが開かれておりましたら、その会議名並びにメンバーについてお聞きをするものです。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは4点目の、水田フル活用ビジョンの取り組みで農家所得は上がるかということについてお答えをしたいと思います。なお、通告の内容の順番でお答えをさせていただきますので御容赦をいただきたいと思います。

水田フル活用ビジョンについては、国からの情報やみずからの産地の販売戦略等を踏まえ、当年産の主食用米や戦略作物等の作付方針となるものでございます。吉賀町農業再生協議会では、水田調整部会で作成し、協議会から県を通じて国に提出し承認を得ることとなります。

国の交付する水田活用の直接支払交付金において、産地交付金の交付を受けるためには水田フル活用ビジョンの中に内容を記載する必要があります。この産地交付金については国の交付金であるため、国の方針に従った助成内容となっていることが求められています。

今年度の産地交付金につきましては国の方針が見直され、地域の課題を踏まえた内容での設定を行う必要が生じました。吉賀町農業再生協議会の産地交付金の検討につきましては、本年1月10日に開催をいたしました水田調整部会で平成30年度からの制度見直しの状況を報告し、この時点での検討内容を協議しております。ここでは、国の方針の範囲内でできるだけ昨年の助成に近い内容で交付できるよう素案を作成し、調整を行ってまいりました。

しかしながら、現状の課題を踏まえた対策となるよう内容の見直しの指導を受け、1月以降5月末段階まで県及び国との調整を進めてきている状況でございます。現在の助成内容の大枠におおむね落ち着いたのが5月の22日で、5月の25日に同時開催いたしました水田調整部会及び幹事会にお諮りをしています。

構成員につきましては、水田調整部会は吉賀町、島根県農業協同組合西いわみ地区本部、吉賀町土地改良区、吉賀町農業委員会、島根県農業共済組合石西支所であり、幹事会につきましては、今申し上げました構成員に吉賀町農業公社、吉賀町認定農業者協議会が加わるという構成でございます。

高収益作物と呼ばれる野菜等への支援内容の変更については、品目の限定や作付要件の設定など、対象範囲の変更を予定していたため申請時に説明をしております。飼料用米WCS用稲の集積加算については、昨年に比べ集積面積の要件が変わっております。具体的には、飼料用米の集積面積30アール以上を対象としていたものが80アール以上に、WCS用稲の集積面積50アール以上が80アール以上に変更となっております。これについては、おおむねの調整が

整ったと判断いたしました5月23日以降のところ、順次個別に対象から外れる方に対して説明を行っているということでございます。

今回の産地交付金の見直し内容について具体的な変更点をあげると、大豆の集積加算については要件は変更していません。上限単価については大豆に対する助成制度がほかにもあることも考慮し、上限単価を下げる方向で検討をいたしました。

飼料用米WCS用稲の集積加算については、先ほど申しあげましたとおり80アール以上の集積に要件を変更しています。これは現状の町内生産者の平均作付面積を踏まえて設定したもので、平成29年度の法人を除く個人の平均作付面積を基準としております。飼料用米の早期出荷助成については、要件を昨年と大きく変更しておりません。

二毛作助成については、昨年はソバと飼料作物を対象としておりましたが、飼料作物について対象から外したところでございます。

高収益作物としての野菜については、昨年までは振興作物助成として幅広い品目を対象としておりました。これについては平成30年度の見直しにおいて、地域の実情に応じ収益力の向上に資するという観点から、品目の指定や収益力の向上に資する追加要件の設定が必要となり、有機JAS認証圃場を対象とした有機農産物助成、地域内施設等での需要が大きい品目を対象とした地域振興野菜助成、ハウス等の施設での栽培を要件とした地域振興施設栽培作物助成を設定しているところでございます。また、このほかに全国統一の設定がある飼料用米多収品種、ソバの基幹作に対する助成がございました。

前述のように、産地交付金の要件等が見直されたことから、交付対象となる生産者は絞り込まれることとなりますが、その分、上限単価は高くなるように設定の見直しを進めています。この上限単価についても、国に説明をする必要があり、基本的にはそれぞれの要件での作付に係る経費の一部を助成することで算定しています。

また、国からの当初配分額をもとに、最終的に配分額が増額されたときに対応できるよう上限単価を設定していますので、最終的な交付単価は上限単価の範囲内となります。

平成30年度の区分に見直すことで、高収益作物については対象生産者が大幅に変わるため、国への申請締め切りまで具体的な申請予定者数等は把握できませんが、大豆の集積加算については1件、飼料用米集積加算は12件、WCS用稲の販売については5件、自家利用については2件、飼料用米の早期出荷については6件、ソバの二毛作については1件が水稻生産実施計画書、それから兼水稻共済細目書の内容から想定されます。

このうち、昨年から集積面積の要件を変更した飼料用米の集積については、30アール以上80アール未満の作付予定者が9件、WCS用稲の50アール以上80アール未満の作付予定者が販売で8件、自家用利用で1件の見込みでございます。



以上でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 詳細に説明をしていただきました。

私が特に思いますのは、国からの交付金であるがために、国がオーケーを言わないことには、この吉賀町で決めたものは通用しないという仕組みのところでもあります。そのために1月から5月末までずっと県また国とのやり取りをせざるを得なかったというところに若干のというか、制度そのものの問題を感じているところでもあります。

やはりお金は出すと、あとは本当に地域の農業生産をどうつくりあげるかというのは、それぞれのところで判断をせよというような仕組みにすることこそが、私は大事ではないかというふうに思っております。

ちなみに昨年、今の飼料米の集積、またWC Sの集積加算を受け取られた方と、今年度受け取られる方、先ほど御説明がありましたが、比較をしますと約半分になっているということから、今、吉賀町が課題としております耕作放棄地であったり、農業生産者の後継者不足という課題解決とは若干ずれがあるというふうに感じております。そういう私の所見だけを申して、最後の質問に入りたいと思います。

最後の質問に入ります。吉賀町農業再生協議会規約についてでございますが、この規約の第11条に役員解任というものがありまして、第11条第2号に、「役員たるにふさわしくない非行があったとき」という文言が入っております。この非行には、公のお金を私的に流用するということも含まれるものなのか、その点、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それではお答えをしたいと思います。先ほどの最後のところでございますが、私もあの協議に加わったことがございますが、一番問題は現場、農家の皆さんのスケジュール感と行政のスケジュール感が違う、タイムラグがあるというところでございますので、それはしっかり県あるいは国のほうに声をあげていきたいというふうに思っております。

それでは、最後の吉賀町農業再生協議会規約についてということでお答えをしたいと思います。

吉賀町農業再生協議会の規約において、御質問のあった第11条については、役員解任について定めたものでございます。具体的には、第1号として、心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。第2号として、職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない非行があったときを定め、このいずれかに該当するときは総会の議決を経て、その役員を解任することができるということになっております。このうち第2号の役員たるにふさわしくない非行とは、個別具体の事例を設定してはおりませんので、その都度、農業再生協議会で御判断をすることとなると考えております。

繰り返し申し上げますが、吉賀町農業再生協議会は規約第5条に明記した会員をもって構成する合議体の組織でございます。したがって、役員を選任、それから解任は総会での所定の手続きにより決定をされるものでございます。したがって、御質問のありました案件、あるいは解釈についても全て協議会の御判断によるものでありますし、もちろん協議会の会員はそれぞれ構成団体の総意をもって御推薦をいただいたものというふうに認識しておりますので、お伝えをさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 町長も以前はこの吉賀町農業再生協議会の会長として務めておられましたわけですから、その時点において、この第11条に示す非行というものに対して検討を行ったことがあるのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほどお答えをいたしましたように、協議会の会員の皆さんにつきましては、規約の第5条に吉賀町を初めJAあるいは農業共済組合を初め、その他協議会が必要と認めるものということで、15号によってそれぞれ構成がありますよということが明記してございます。

それぞれの組織のほうから代表の方、あるいはそれにかわる構成員として会員の御推薦をいただいて、その方がこの協議会の構成員として加わっているわけでございますので、まずはやはり、協議会で云々というよりも、その推薦をしていただいた構成団体がいかように考えるかというところに、私はいくのではないかとこのように考えておりますので、協議会としましては、そういった機関から御推薦なりをいただいております方が構成員の中で役員を選任、それから仮にそういった事案があれば解任ということになるわけでございますが、選ばれた方が集まって合議体の中で役員等の選任をされる議決事項もあるわけでございますので、まずはその前段のところはどうかということではないかというふうに思っておりますので、再生協議会としてどうだということのコメントは差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 非行という概念、一般的な概念についてぜひともこの中で考えていただくということを、これはお願いになりますが、申し上げて質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、11番、藤升議員の質問は終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで昼休み休憩にいたします。

午前11時51分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

一般質問を行います。4番目の通告者、3番、桜下議員の発言を許します。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 3番、桜下でございます。

今回は、水源会館について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最近、水源会館の入館者が非常に減っているという現実を踏まえまして、このたび質問をさせていただきます。このたびの質問に当たり、サンエムからと観光協会からも資料をたくさんいただきまして、それを踏まえて質問をさせていただきます。

まず、水源会館であります。これは平成7年に1億5,000万円を、通告書には1億3,000万円としてありましたが、実は1億5,000万円ということで、1億5,000万円の費用をかけて建設をし、現在はサンエムの指定管理者のほうで管理運営をされておりますが、大変水源会館の存在が薄れております。

これは、早くも町民の中には、名前を出して申しわけありませんが、澄川喜一記念公園も同じように見学者が少なく、早くも記念公園も水源会館と同じようになるのではないかというような町民の声も、大変残念ながらお聞きしております。

そこで、質問をさせていただきますが、これは通告をしておりますので御答弁は結構ですが、町長、昨年10月に町長に就任されまして、それから半年以上たちますが、町外、あるいは県外から多数の来客をお迎えになっていると思っておりますが、まず、当町に来られた時に、水源の町というキャッチコピーであります。この水源の町というのを説明するためには、まず、町長、水源会館に来客者をお迎えしまして、そこで説明をすると。それが一番水源の町というキャッチコピーを説明するには、一番早いのではないかと思っておりますが、町長、昨年10月に就任されまして、果たして何人の町外、県外の来客者を水源会館に招待されまして、御案内されまして説明をされておりますか。

と言いますのが、水源会館のほうでお話を先日お聞きしましたが、最近、町長がなかなかお見えにならないという話をお聞きしましたので、通告をしておりますので答弁は結構ですが、それは一つの例ですが、そのように水源会館の存在が大変薄れていっていると思っております。

私が調べたところによりますと、平成7年に建設されておりますが、入館者は平成21年には約1,900人ありました。そして、平成24年には1,600人まで落ち込んでおります。それ以後、恐らく減少の一途だと思っております。私のほうで調べましたので、あと答弁があるかと思っておりますが、ちょっと調べさせていただきましたが、飛びますが、平成26年にはわずか842人、平成27年には853人、そして、28年度には622人、昨年、平成29年にはついに600人を切りまして、1年間でわずか520人の来館者になっております。

これは皆さんも御存じと思いますが、入館料は一般の方は310円であります。これで換算しますと、入館料が26年は約20万円、27年度は約17万円、28年度は約14万円、昨年度は約11万円台まで落ちております。

これを比較してみますと、実は水源公園の中に自販機がありますが、自販機の手数料のほうが上回っております。本当に、いかに入館者が少ないかということですが、26年度は、先ほど言いましたが、自販機の手数料が15万円、27年度が17万円、28年度は20万円、そして、昨年度は19万円です。

要するに、入館料より自販機の手数料のほうがかなり多く上回っております。大変残念な数字であります。これはサンエムのほうで資料をいただきましたので間違いのないと思います。

そして、入館料と指定管理料というのが水源会館の収入であります。それを足していきますと、人件費とか光熱水費とか引きますと、毎年約30万円の赤字になっております。これもサンエムさんのほうから資料をいただいておりますので、間違いのないと思いますが。

ちなみに、平成29年、昨年度が入館料の収益が11万5,670円。そして、指定管理料、受託料が289万7,000円です。合わせて、収入が301万2,670円になっております。

ところが、人件費とか光熱費のほうが330万9,034円の支出となっております。つまり約30万円の赤字になっております。これが平成26年度ごろから、ずっと続いております。要するに入館者が少ないために、入館料が削減をしているということでもあります。

通告をしときまして、自分で資料を集めまして、自分で述べておりますが、大変申しわけありませんが、資料がありましたので、今、ついでに述べさせていただきます。

実は、この入館者が一番減っている原因の一つが、これは執行部の皆さんも御存じかと思いますが、実は、展示物の内容が、平成7年に建てられて、この間20年以上たちながら1回も更新をされておられません。ふやしたのはありますが、更新については1回もないんです。これは確認しました。

平成27年に、私、一般質問で当時の中谷町長に、この水源会館について、「展示物、展示内容の更新はしないのか」という質問をしました。当時、これは記録に残っておりますが、町長はこういうふうに申されております。「あの展示内容、展示物で入館料をもらうには本当に申しわけないんだ」というふうに、これは一般質問で答弁されております。これは間違いありません。要するに、「入館料もらうまでの展示内容、展示物ではない」と中谷町長は答弁されております。

それで、「この展示物については更新する」と、そのとき町長ははっきり言われました。ところが、いまだに更新はありません。当時、岩本町長も副町長でおられましたので、その答弁は聞かされたらと思うんですが。

開館後、20年たっても、展示物、展示内容が一つも変わらない。これではお客さんからお金

はもらえませんよ、普通に考えても。なぜいままで放っておかれたのか、なぜ展示物を変えないのか。明らかに、これは行政の熱意の足りなさ、私は思います。

もう平成7年に建てて、ことし平成30年ですよ。その間、入館料をもらう施設の展示物を1回も変えていない。更新もしてない。それが今の水源会館の入館者の減につながっている現実であります。よく、皆さん、1回しか行ってない方はわからないと思いますが、これが現実であります。

中谷町長の話によりますと、当時は県から借りた展示物が盗難に遭ったということもあったそうであります。ということで、そういう事実もありましたので、最近はなかなかよそから借りるということが尻込みになっているということも話されておりましたが、そういう事実もあったようであります。

片や展示物は更新はありませんが、この水源会館そのものは、皆さんも御存じと思いますが、非常に、これは希少な建物であります。全国から、杉、檜、樺、栗、楠などを取り寄せて建てられ、建築家を志す人には、非常に勉強になる貴重な建物だそうであります。

むしろ、今でいきますと、水源会館の展示物、展示内容よりも、その建物のそのものが本当に全国にも発信できるような貴重な建物だそうであります。これは私も知りませんでした。

玄関には屋久杉を使った一枚板の自動ドアもあります。また、貴重な龍の彫り物もあります。これは、非常に貴重な、全国に誇れるような施設であります。そういうことまで知りませんでしたし、また、発信もありませんでした。

いろいろ述べましたが、とにかく入館者が少ない。それは行政の熱意が足りないということを前提に、質問をさせていただきます。

実は、いろいろ調べましたが、入館者が一番減った原因は、大変残念なんです。実は、入館者のほとんどがむいかいち温泉「ゆ・ら・ら」に宿泊され、または、やくろで買い物された方がむいかいち温泉のバスで帰る時に水源会館に寄ると。それが入館者のほとんどだそうであります。

ところが、最近は土・日は県外からの送迎は、「ゆ・ら・ら」はされておられません。それから、本当にここで申し上げるのは、言いにくいことなんです。入館された方が、水源会館といいながら水源とか、高津川に関係ない展示物が多いと。これでお金を取るのは、本当にどういうことかということ、を、「ゆ・ら・ら」のお客さんが帰りにバスの中で話されるそうです。それを「ゆ・ら・ら」の関係者が聞いて、お客さんからそういうふうな不平、不満を言われるんでは、連れていかんほうがいいということで、最近は「ゆ・ら・ら」を利用したお客さんもほとんど水源会館には行ってないそうであります。

そのことが、その利用者が減っていることが、今の水源会館の、大変残念なんです。入館者が減っている第一の理由であります。これはサンエムの担当者の方にも聞きました。これはもう

間違いありません。

というように、入館者が減った原因は、展示内容が水源とおよそぐわない、全く高津川に関係ない展示物があるというようなことが現実であります。

後々質問はありますが、今の水源会館の現状について町長にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、水源会館についての通告でございますので、お答えをさせていただきますと思います。

水源会館につきましては、お話がございましたように、平成7年の11月にオープンいたしまして、既に23年が経過しようとしております。建物自体は、当時、立派な材料を使っておりますので、ほとんど修理を行わずに現在に至っておるというのが現状でございます。

水源会館の存在が薄れてきており、また、彫刻の道も同様になるのではないかとの御指摘でございますが、これらにつきましては、交流人口の拡大を図るという観点では、当然同様でございますが、設置目的、あるいは立地条件が大きく異なる施設でございますので、一概にこの2つの施設を比較するというのは、幾らか困難なところがあるかなというふうに思っております。

さて、入館者についてでございます。先ほど議員のほうから数の御紹介もございました。幾らか出展の資料が違う関係で差異があるかもわかりません。その点は御容赦をいただきたいと思っております。

ピーク時には2,000人を超えておったようでございますが、平成26年度は853人、平成27年度は885人、28年度は622人、昨年度は520人と減少傾向が続いております。

「ゆ・ら・ら」からの誘客も多いように、我々のほうは聞いているところでございます。

次に、維持管理の状況についてでございますが、平成19年度から指定管理者制度を導入し、現在は株式会社サンエムが指定管理者となっているところでございます。平成26年度以降の維持管理の経費についてお答えをさせていただきたいと思っておりますが、指定管理者への委託料が年間260万円となっております。それとは別に、維持補修費として、平成27年度に合併処理浄化槽の移設に約1,860万円。平成28年度に看板補修でございましたが、これに約20万円。昨年度は、トイレの修繕として約70万円を要しておるというような状況でございます。

展示物やその内容についてでございます。開館当時からそのままであって、更新は行っておりません。御指摘のとおりでございます。また、前中谷町長が、この議会答弁で、ちょうど4年前でございます。答弁された水源とは違う観点での誘客対策はということでございますが、この点につきましても、現時点では対策をとっていないというのが現状でございます。

現在、存在が薄れてきたとの御指摘でございますが、確かに入館者は減少してきておりますので、その原因については、行政にも当然あるというのは了解をしているところでございます。後

ほどまた、お話もあるかと思いますが、幸い昨年私が就任してからでございますが、今年の1月には、株式会社サンエム様から、そして、翌月の12月には、吉賀町の観光協会のほうから、それぞれ御提案をいただき、提案書をいただいております。

具体的には、リニューアルの御提案でございますけど、こちらの双方に、私も目を通させていただきました。事細かに御提案を受けているわけでございます。ほかのイベント、地域のイベントともタイアップをさせていただいて、水源会館が活性化するように、担当課を中心に協議をさせていただくということをお願いしておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 展示物について、いろいろ、先ほど意見を申させていただきましたが、水源とか、高津川に全く関係のない展示物があるというふうに申し上げましたが、この一例上げますと、1階に紙でつくった龍があります。これは大蛇でなくて龍であります。この龍は、ドラゴン神話伝説とかいうネーミングで、紙でつくった龍が上から機械によって舞い下りてくるというふうな設定になっておりますが、ところが、実は、今、この機械が故障しておりまして、全く動いておりません。落ちないように上に引き上げて、吊ってあります。そういう状況です。だから、当初は龍が舞い下りるといような形になってたかわかりませんが、今は全くそのあれがありません。

そして、これも龍というのは中国の伝説のものであり、早く言えば高津川水源とは全く関係ないものであります。世界のドラゴン伝説ということで、これを展示したそうです。紙だそうです。

現在は、それ機械が壊れて下りないということで、現在は、水源祭りに使われましたわらでつくった大蛇を、これつくられた方の御厚意で展示をしてあるということですが、実は、これは水源祭りで、水をしっかり含みますので、わらに虫が入るそうであります。これは本当に問題だと言っておられました。

また、水源会館と言いながら、抜月神楽の衣装とか、あるいは七日市の奇鹿神社の神輿、申しに使用された御膳とか、イノシシの頭蓋骨とか、和紙の製造に使われた大樽とか、あるいは般若の面とか、星坂地区の写真とか、この高津川の水源会館とは、およそ全部が全部かは、私もわかりませんが、ある方に言わずと全く無関係な展示があるそうであります。特に、私も行ってみましたが、2階はほとんどそうであります。2階は、水源とは全く関係ないような展示品ばかりであります。

これではなかなか、初めて行かれた方も水源会館、吉賀町は水源の町であるということを期待されて、その水源にまつわるものを求めて水源会館に行くわけですが、要するに、水源会館プラス、どっちかといえば歴史民俗資料館的な、今、館になっております。これは名前倒れと言われても仕方がないと思っております。

この一例は、実は広島女学院大学の生徒さんが、昨年8月10日から18日まで滞在されて、この水源の町吉賀ということで学習をされて、水源会館、公園、奇鹿神社、八町八反の湿田、あるいは抜月神楽等を1週間滞在されて、ここで勉強されたそうなんです、この感想もこういうふうに書いてあります。「玄関にある紙の龍がありますが、世界のドラゴン神話は水源祭りの龍とは趣旨が違う」と。「龍と大蛇とは違うんだ」ということを女学院大学の生徒さんも言われています。

それから、「水源会館なのだから、水源に関することのみを本来は展示するべきである」ということを、実習報告ということで投稿されております。

本館は、建設自体はとても立派で、1年以上の歳月と1億5,000万円が費やしていると。そこまで立派な建設物をつくっておきながら、なぜ肝心の展示品はここまでなのか疑問であるということも述べられております。つまり、そういうような大学の生徒さんが来られましても、本来の水源会館ではないと。期待外れだったということも素直に述べられております。

水源会館を語るに、河川争奪と田野原地区の八町八反湿田というのは、これは切っても切れなわけでありますが、これを誰に聞いても水源というのをあらわすためには、深谷川上流の河川争奪。それと田野原の八町八反湿田。これは絶対は欠かせないものだ。これがあってこそ、今の水源があるんだ。大蛇ヶ池あるんだということを言われております。

ところが、これに関する資料とか、展示品が本当にありません。なぜ大蛇ヶ池が水源になったかということ、申すまでもありませんが、河川争奪で浸食の強い川のほうに浸食の弱い川が巻き込まれて、早く言えば河川争奪によって、水の流れが日本海側に行かなければならないのが、瀬戸内海側のほうに流れ出したためであります。

それによって、泥が堆積し、今の田野原地区にある八町八反という湿田ができた。それによって河川争奪があったために、水源が本当は山の奥のほうにあるのが水源ですが、みんなの目に見える水源公園にある大蛇ヶ池が高津川の水源になった。そういうふうにはっきり資料にはありますが、そのことが詳しく載ってありません。

また、ちょっとお聞きしましたが、田野原の八町八反水田には、おしも伝説という、これは吉賀町の昔話に載っておりますが、出ておまして、そのことが田野原の八町八反の湿田は、深さが4メートルあるそうです。普通は、稲作をするのは素足で入るんですが、埋まるために両側に竹を敷いて、その上におしもさんという女の子が、竹の上を伝って田植えをされていたそうなんです、足を滑らしてその湿田に落ちて、命を落とされた。そういう悲しい伝説があるんです。

そのことが地元の方は知っておられて、おしも地蔵さんというお地蔵さんが田野原にあるそうです。今でも皆さんが祀られて、供養されているそうなんです、そういう悲しい吉賀町には昔話があるんです。これが六日市町の昔話とあるんで載っておりますので、地元の方は知っており



ますが、おしも地蔵さんという、そういうふうな、本当に水源に関わるような、本当に悲しい事実や、そういう河川争奪とか、水源に関わるような展示物が非常に少ない。これが入館者が少ない一番大きな原因だと思います。

これ、教育長にお聞きしたいんですが、通告しとりませんが、実は益田市の高津小学校とか、吉田小学校は、年に1回必ず水源会館のほうに見学されているそうです。肝心の吉賀町は、生徒さん全員が水源会館に行かれていますかね。私は、行かれてないと思います。

水源の町の吉賀町の子供であれば、一遍は水源会館に行って、吉賀町は水源の町だと。なぜそうなのかということをお勉強すべきだと思うんです。確か開館のころは割引があったりして、行かれたことがあるかもわかりませんが、最近、小学生が、各学校の生徒が水源会館を見学したというようなことは、あまり聞いておりません。

ところが、益田の高津小学校とか、吉田小学校は年に1回、大型バスで必ず水源会館に来て、水源公園に来られて学習をされるそうです。こういう取り組みも地道なことではありますが、私はすべきだと思います。

先ほど町長が観光協会とサンエムのほうからリニューアル案というのを提示していただいたということがありますが、私もいただきましたが、実は、観光協会が、昨年12月に、町からの要請を受けて提出をされております。それに比べて、サンエムのほうは昨年10月、それから、その前は昨年2月。それ以前も過去5回、この水源会館について、リニューアルについて申し入れと言いましょか、提案をしているということなんです。これに対してサンエムのほうからは、町のほうからは何にも提案したことに対する返答がないということではありますが、過去5回もリニューアルについて、真剣にサンエムさんのほうで検討されて、いろんな皆さんの意見を聞いて、リニューアル案を出しているにも関わらず、1回も返答がない。それについての理由をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 展示物をはじめ、いろいろ御注文いただいたところでございます。

もともと水源会館、平成7年にオープンをしたということでございますが、名前こそ水源会館という名前でございますが、もともとあの当時、設置をした趣旨は、地域の歴史と文化を知っていただく。こういったふれ込みで設置をした建物でございます。

そうした中で、御指摘のありますような水であったり、水源であったり、河川であったり、当然、河川争奪を含むわけでございますが、そういった色合いの展示物とか、周知の方法が少なかったんだらうと。そうした中で、なかなかこの捉えどころのない展示物が1階、2階にあって、何を一体あの建物が、御来場いただいた方に訴えているのかがはっきりしなかつたというのが一番の原因でございます。

その中で、展示物の変更等もせずに、こうして23年たったということで、非常に反省が多いわけですが、展示物、展示内容でいろいろ賛否両論、特に御指摘をいただいているということは承知しているところでございます。

それから、その後ありました小中学校の生徒の皆さんのことですが、お話ありましたように、益田市内、それから津和野町内の小学校から数校、毎年水源を訪ねて学習をしているということは事実でございます。水源会館内には、田野原地区のお話もございましたが、農業の歴史、あるいは使用した農具の展示も数点あるわけでございますので、そうした説明をしながら見学をしていただいているということでございます。

残念ながら町内の小学校・中学校、児童・生徒の皆さんが足を運ぶ機会が少ないんだろうと思いますけど、ここは町内にいらっしゃる児童の皆さんにも、生徒の皆さんにもしっかり地元の歴史等を知っていただくということでは、やはりまた検討していく必要があるだろうなというふうに思っております。

それから、提案書の件でございます。私が就任する前のところでも数回あったようでございますけど、ああして就任後もサンエムさん、それから観光協会のほうからそれぞれ提案をいただいております。

私もゆっくり拝見をさせていただきましたが、本当事細かな提案でございまして、対比をする必要もないのかもわかりませんが、いろいろこう見比べてみますと、やはりそれぞれの思いがあって、特色がある内容でございまして、それを個別にお話することというのは非常に困難でございます。

今、企画のほうへ、残念ながら今年度の当初予算にはその内容が反映されていないわけでございます。時間をかけて、そこはしっかり精査をしていかなければならないということでございまして、昨年いただいてから、今、担当の課のほうには、内容の精査も含めて関係をする、特に提出をしていただいたサンエムさん、それから観光協会さん、あるいはそこに勤務しておられる方、地元の方、こういったメンバーで一度意見を集約するような、そういった機会を持ったらということで、今、指示もしておるところでございます。

観光協会からいただきました提案書につきましては、昨年の12月ということでございますが、拝見いたしますと、観光協会さんのほうはヒアリングを行っている。行政もそうですし、それから指定管理者、それから観光関係で従事しておられる、そういった幅広の方にヒアリングをして、それから来場された方にアンケートもして、そうして問題点を整理をしておられるということで、施設の強みと弱みを、まず整理をなささいというような、どうも書きぶりではないかということで、後半の部分は具体的な基本計画、コンセプトを含めて御提案をいただいております。展示の内容もしかりでございます。

それから、サンエムさんからいただきました内容、これも当然事細かに展示内容とかいろいろあるわけでございます。基本的な考え方も、ここにもいろいろ書いてありまして、先ほど私も言いました。種々雑多な展示があるわけなんで、あれもこれもという状態で、一つに特化をしたほうがいいんじゃないかということで、具体的には河川争奪をベースにした川の成り立ちのところを、しっかりPRしていけばいいのではないかというような提案ではないかと思います。

そういったことが、二通り提案をいただいておりますけど、それぞれの思いがあるわけでございますので、先ほど申し上げましたように、関係をする機関、組織、あるいは個人も含めてでございますが、そういったところでしっかり意見調整するよというところから、まず手がけていきたいなというふうにご考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 指定管理制度につきましては、また、あす質問があるようございますが、指定管理につきましては質問しませんが、水源会館だけに特化して質問させていただいておりますが、サンエムさんの話を聞きますと、ことしの6月に、また、契約についての話し合いがあるということですが、毎年、30万円ぐらいの赤字なんですけど、引き続き、水源会館も含めて、サンエムとしては何とかやっていくという強い思いを語られておりました。

指定管理者さんに任せるのではなくて、ここは行政が23年間も放ったらかしにしておったことを、町長は、先ほど今、検討するとか、早急に話し合いするとか。既にサンエムさんから提案とか、観光協会出ておるとか言われましたけど、ここに至っても、今の答弁聞きますと、今から検討するといふふうに、私はお聞きしました。

これでは前に進みませんよ。もう20年以上も、放ったらかしということは大変失礼しました。20年以上も展示物、展示内容を更新もしなかった。お客さんから入館料を取る。しかも入館者がどんどん減っていく。これに対して、何も対応してない。

ここ建って四、五年の建物であれば、私は、それはもうやむを得ないと思いますが、もう20年以上たつて、まだ町長の答弁では、何か今から検討するとか、今から提言を受けて、いろんなことを話し合いを進めるとか。私は、余りにもちょっとスピード感がないというふうにお聞きしますが、できれば今年度中には。

6月に指定管理者の更新の話し合いがあるということなんですけど、サンエムさんは引き続きやるというふうに言われておりますので、指定管理者にサンエムさんなるかどうかわかりませんが、誰がなるにしても、ここは今年度中には必ず水源会館はどうするんだと、こういうふうを持っていくんだと、展示物についてはこういうふうに変えるんだと、そういうのをサンエムさんも観光協会もみんな期待しているんです。

それについて、町長、厳しい言い方かも知れませんが、もう今さら検討とか、何とかでも、

水源会館については、いつまでに提案を受けて、リニューアルするんだと。費用対効果ということもありますが、この水源会館自体が営利を目的とする会館ではないということも承知をしておりますが、しかし、このままでは本当に宝の持ち腐れ。

もう極論で言えば、水源会館は閉めるか、あるいは本当にリニューアルしてやるか、そのぐらいの時期にきておると、私は思います。

私は、今、厳しい言い方とは思いますが、今年度中には必ずそういう方向を出して、指定管理者さんのほうに示すんだと。そういうふうに、私はすべきと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 大変厳しい御意見をいただきました。

そういう決断をしなければならないのは、水源会館だけではございません。たくさんあるわけでございますので、そこを全体的にどういうふうに考えていくか。バランス感を持って判断を下していくかというのが大事なところだろうと思います。

当然、水源会館については検討していきます。残念ながら、これまで蓄積がなかったということでございますので、そこができていなければ期待外れの答弁だったかもわかりませんが、今からでもやっていかなければいけない。当然、スピード感を持って、そこは対応していかなければならないということでございます。

新しい指定管理者の選定、今、まさに事務方のほうが精査をしていただいて、間もなく公募の開始時期になろうかと思えます。申請、応募者があれば、それなりの手続きを踏んで、議会のほうにお諮りをして、来年度の4月1日以降、向こう5年間、基準年限でございますが、ここをお任せをするということになるわけです。

ですから、今の段階で、その方向性が定められていないわけでございますので、水源会館、まずは現状のままで、まず公募等をさせていただいて、その中で、当然、応募者のほうからは、どういった事業が展開できるかという提案もあるわけでございますので、そこをしっかり見極めて選定をさせていただきたいと思えます。

それから、スピード感がないというのは現実の問題でございますので、そこを否定するつもりは全くございませんけど、今年度中、あるいは来年度のうちにというお話もございましたが、それは関係者の皆さんとしっかり膝を交えた議論の中で、どうしていくのが一番ベストなのか、しっかり精査をさせていただいて結論を持っていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 町長、水源会館だけではないと。見直すというのはほかにも多々あるんだという御指摘もごもっともでございますが、サンエムさんの中では、水源会館が一番大きいウエイトを、受託料も一番大きいし、また、いろんな面で一番大きいのが水源会館でありま

す。

水源公園のことは、今回、申しませんが、既に5回も見直し案と言いましょうか、町のほうに、担当課のほうに5回もリニューアル案を提言をされておられますので、本当に真剣に出されているものについて検討すると。検討してこれはどうかと。これはできない、これはできるかもしれないとか、そういう答弁をするのも、返答するのも当たり前と思うんです。いまだかつて1回も、5回もリニューアル案を出しておきながら、町のほうから何の通知もないということサンエムさんから非常に厳しく指摘されましたが、これも、町長、スピード感と言われましたけど、もうスピード感どころか、本当に、私は、行政が水源会館に対して見捨てるというような気もいたします。

そういうことを、本当に町の貴重な資源でございます。後世に残さないけんことでありますので、何とか入館者がふえるような、また、水源の町としてキャッチコピーをしておりますので、水源の町にふさわしい高津川水源に関する展示物、展示内容をするることによって、この水源会館の利用を高める。吉賀町を全国に発信すると。そういうふうにしてもらいたいと思います。

最後になりますが、くどいようですが、サンエムからも何度もリニューアル案が出ておりますので、本当に真剣に目を通し、みんなで検討をし、そして、サンエムさんのほうにも、観光協会にも、そういう検討結果を報告すると。それをぜひお願いしまして、質問を終わりますが、町長、何かありますか。なければ結構です。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 繰り返し申しておるとおりでございます。せっかくいただいた貴重な、貴重な提案書でございますので、先ほど言いましたように、関係機関、団体等としっかり調整をさせていただいて、しかるべき方向に持っていけるように頑張りたいと思います。

それから、観光の面では、これまでも何回か紹介をさせていただいたと思いますが、水源会館のリノベーションについての御提案を別途いただいております。そういったところもしっかりすり合わせをしながら対応をさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 大変失礼なことを言いましたが、以上で質問を終わります。

.....

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、3番、桜下議員の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩します。

午後1時43分休憩

.....

午後1時54分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

5番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私は、2点通告してあります。町長に、交流イベントと観光事業ということについて、これは3点に分けてお聞きしたいと思っております。教育長に、夢ゆめ企画ということについてお伺いしたいと思います。

まず、交流イベントと観光事業ということで、年間を通じていろいろなイベントが実施されております。夢・花・マラソンや水源祭り、花火大会、野外音楽会、神楽大会、農業文化祭、このほかにもたくさんイベントがあると思います。実行委員会など、主催される団体は違うと思いますが、町からも事業費や補助金などが支出されています。

一番大事なことは、町民に喜んでもらえているか、潤いやゆとりを感じてもらえているかではないかと思えます。町に来られた人だけ、参加された人だけが楽しんでおられるイベントではないか、点検や評価をし、今後に取り入れるべきと思えます。

そこで、各イベントの参加や交流者数、町内への経済的効果、問題点など把握されていれば、まず、お伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、交流イベントと観光事業について、まず、お答えをさせていただきます。

議員御指摘のイベントにおいて、町が参加する形の実行委員会形式で行っているイベントは、よしか・夢・花・マラソン、ふるさと夏祭り、きん祭みん祭農業文化祭でございます。

まず、よしか・夢・花・マラソンでございますが、去る4月29日に行われたところでございます。今回で13回目の開催でございます。参加者は1,583人、うち町内からは103人の参加という状況でございました。

経済効果につきましては全体を把握できていませんが、よしか・夢・花・マラソンでランナーに配付をいたします1枚200円の買い物ができる夢花券、これの精算状況を申し上げますと、平成30年度では、1,204枚分に相当いたします24万800円が利用されているようでございます。そのほか、現金で購入されていらっしゃる方もいらしておるようでございます。

また、ゆ・ら・らを初め、各温泉で当日だけ利用できる無料の入浴券、この配付もしているわけでございますが、無料入浴券の利用者数は、ゆ・ら・らが382人、はとの湯荘が101人、松乃湯が72人となっております。

吉賀町からは、運営の補助金として、よしか・夢・花・マラソン実行委員会へ180万円の拠出をしているところでございます。

よしか・夢・花・マラソンは、毎年1,500人を超える参加がございまして、県内、県外を

問わず、町外からの参加者が多いイベントとして定着をしているところでございます。

課題としては、町外からの来町者に対して、町のPRが十分できていないのではないかとこのように思っております。今後は、吉賀町のことも、もっと知ってもらうような新たなプランを考えていくべきだというふうに考えております。

また、運営面におきましては、いろいろ課題を抱えての開催となっております。このことによって、ランナーあるいはスタッフの皆さんに大変な御迷惑をおかけしていることも十分承知をしているところでございます。この解決に向けて、関係者で検討していかねばならないのは当然のことでございます。

ただ、この大会は行政だけで行っているわけではございません。町からの補助金を交付して、関係機関、団体、あるいは個人の皆さんも参画をしていただいて、よしか・夢・花・マラソン実行委員会が実質の主催者でございます。この実行委員会自体のその組織のあり方、あるいは運営方法などについて、いま一度掘り下げて議論する時期に来ているのではないかとこのように考えているのも、私の、今、率直な感想でございます。

次に、ふるさと夏祭り、きん祭みん祭農業文化祭につきましては、参加者の人数は把握できてございません。

経済効果につきましても十分な把握はできていないわけですが、きん祭みん祭農業文化祭出店者からの報告によりますと、平成29年度の売り上げは、六日市会場で約141万5,000円、柿木会場が143万9,000円となっております。

吉賀町からは、運営補助金として、ふるさと夏祭り実行委員会のほうへ300万円の支出を行っております。きん祭みん祭農業文化祭につきましては、町が直接予算化しておりまして、昨年度は総額で171万円の支出となっているところでございます。

また、ふるさと夏祭りにつきましては、住民の主体的な企画運営による夏の交流イベントとして定着しておりまして、町民や、お盆に帰省された皆様を含めて、多くの方々の交流へとつながっているものと認識しております。

一方、課題といたしましては、当日のスタッフの確保や参加者のマナー、特にこれは夜間でもございますので、路上での駐車、あるいはその見学、こういったものの問題があるようでございます。

きん祭みん祭農業文化祭につきましては、開催要綱において、町民による町民のための祭りとして位置づけまして、町民が中心となる企画としておりますので、十分喜んでいただいているのではないかとこのように認識しているところでございます。

しかしながら、近年、出店を取りやめる方が見受けられるようになっておりまして、今後は後継者の育成が課題になっているのではないかとこのように考えております。

なお、通告書にもございました水源祭り、野外音楽祭、さらに神楽大会のような地域団体などが行うイベントにつきましては、町としては、参加者等は十分な把握はできていないのが現状でございますので、申し添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） まず、夢・花・マラソンの件ですが、これは、あす、全員協議会でも協議されるようになっておりますが、個別の問題点として、まず、朝、スタッフジャンパーや合図用の旗が打ち合わせ場所になく、後から直前で配置場所へ届けてもらったと。29番配置、私なんですけど、その付近の走路上に砂利等があり、直前に、ほうきで掃除をしました。それから、24番走路上附近でグレーチングが開いており、走ってこられたランナーより指摘がありまして、すぐいろんなところへ連絡したんですが、なかなか対応が遅かったんじゃないかと思っております。

それから、危機管理マニュアルをいただいたんですが、そのようなマニュアルどおりに私たちはやったつもりだったんですが、なかなか対応してもらえなかったと。これは、私が見たことや聞いたことで、その後3つほど、これは後から終了後に他のスタッフよりお聞きしたんですが、13キロ地点での走路の打ち切りが問題になったと。それから、イベント開催の旗が道路上に倒れかかっており車の通行の邪魔になった、大きな事故につながる可能性があったんじゃないかと。これも、看板が取り残されておったというようなことを聞きました。

この夢・花・マラソンについては、あすの全員協議会でいろんな話をさせていただけたらと思っております。

次に、陰陽神楽大会についてお伺いいたします。

吉賀町商工会青年部の皆さんが実行委員会で実施されておられましたが、大会見合わせという報告がありました。町も、ふるさと応援寄附などで補助されていると思っております。これまでの取り組みや今後の取り組みについてお伺いします、という通告書を出してあります。

商工会青年部より、大会見合わせの報告は、集客数が年々減少し、赤字経営になっていると。さまざまな改革や改善を行ったが、集客増加に向けて根本的な解決に至らなかったと。また、スタッフの人員不足があり、青年部での大会運営は困難な状況であるという報告がされております。運営費の不足とスタッフの不足です。

この神楽大会への町のかかわり方についてお尋ねするのですが、先ほどの夢・花には180万円の事業費が出ている、スタッフも200名近くの皆さんにお願いしているんじゃないかと思うんです。

神楽は、私たち先人が長年にわたって築き上げてきた歴史や伝統、文化、自然景観を受け継いでいると思っております。そして、このことを次世代に継承する責務を負っていると。このまちづ



くり計画の中に、意義としてちゃんと初めにうたってあります。今までは、自分たちで守り、受け継いでこられた、こういう伝統も難しくなったから、大変だから、何とかしてほしいという思いだと思います。これを守るために、いろいろな方面より援助や協力をしてほしいということだと思います。

先ほども3番議員の質問の中に、水源会館の話ですが、水源の町と神楽の町で、吉賀町も観光協会は話していると思うんです。このマラソンや、きん祭みん祭、花火も、合併後に始まったイベントで、陰陽選抜神楽大会は42回の歴史を重ねています。ここまでつないでこられるというのは、本当に大変だったと思っております。

先ほども、町長、3番議員の質問で、各イベントにその理念とか目的が違うからと言われましたが、やはり守らなければいけない伝統文化、つないでいくというまちづくりのその一番最初に捉えている部分ですので、もう一度、陰陽神楽大会、考えてみる必要があるのではないかと考えております。

伝統ある祭りも全国的に大変なのは共通しております、最近では徳島の阿波おどりもいろいろな問題が報道されました。伝統芸能を守り続ける責任や、続けてこられた商工会青年部の活動は、本当に称賛されるべきだと思っております。

吉賀町は立地上、山陽方面からの観光客や、六日市インターを利用しての観光客が多いです。山陽の方にもなじみの深い神楽という共通の文化を通じて交流を深め、観光客の増加や、移住・定住など、いろいろな波及効果もあったと思います。また、子どもたちも、いつか自分たちもあの舞台に立って舞いたいとかいう大きな夢もあると思います。

他の市町村では、神楽大会を新たに始めようとか、いろんな取り組みをされております。浜田市では神降臨祭といって8回目を数えるということですが、市内の10企業や団体から実行委員会をつくられ、山陰中央新報西部支社に本社内に事務局を置き、出演団体7団体で入場者数が1,100人じやったと。益田のライオンズクラブが主催で、スーパー神楽競演大会とか、石見銀山の石見神楽公演、温泉津の夜神楽、いろんな定期公演、まだ邇摩高校の石見神楽同好会は、第42回全国高校総合文化祭で8月にあるそうですが、長野県で出場されます。また、益田市の道川社中は、全編英語で神楽をされました。江津の大元・石見神楽研究所という、石見郷土研究懇話会という団体が立ち上げられたと。

いろいろと各地、神楽のつないでいく、起こしていくということで頑張られております。他町村は、団体皆さんで神楽によるにぎわいを創出することに頑張っておられます。

選抜大会は8月だったんですが、今年中ということになれば、まだ時間もあるのではないかなと思うんですが、何とか町もつないでいくという、考えてみてはどうかと思うんですが、町長、いかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 陰陽神楽大会の前に、先ほどの夢・花・マラソンのことで事細かに御指摘がございまして、私も全てを承知しているわけではございませんが、大会の運営につきましては、先ほど御答弁させていただいたように、いろいろ課題なり問題があるのは承知しているところではございます。

ただ、行政が当然中心的にやっていかなければならないわけではございますが、申し上げましたように、実行委員会形式でやっている分ではございますので、関係する機関、団体、個人も含めてございますが、実行委員会のほうでことしの開催についての内容を、しっかり反省会等もしていただいて、来年の開催に向けて、いかようにしたらいいかというのを関係者にしっかりやっぱり検討していただくのが、まず第一だろうというふうに思っております。それを見届けて、行政がどういった形でかわりを持っていけばいいのかということは、また所管をしております教育委員会のほうと調整をさせていただきたいと思っております。

それから、陰陽神楽大会についてでございます。陰陽選抜神楽大会につきましては、この5月に主催者であります吉賀町商工会青年部を含みます実行委員会名で、ことしの大会の開催を見合わせるとの報告がございました。背景といたしましては、御紹介にございましたように、入場者数の減少やスタッフの人員不足等と聞いております。入場者数につきましては、商工会のほうに照会をさせていただいておりますけど、ここ数年600人から500人台に減少し、一昨年は500人を割り込んで、さらに昨年は400人まで割り込んで369人になったというふうに聞いているところでございます。今後は、ほかの団体等へ運営を移行するというところで検討されていると伺っておりますので、引き続き開催できることを期待しております。

関係者のほうには、商工会青年部、実行委員会のほうから文書が配付され、私も頂戴しておりますが、この中の文書にも、現在、青年部ではこのような要因を解決し、大会を開催できる有志による団体、第三者団体へ運営を移行するよう検討しております、こういうふうに明記がしてあります。この件につきましては、商工会の関係者の方も役場のほうにおいでになられて、そのような向きをお聞きしたところでございます。まずは、その検討の内容を、しっかり行政としましては見きわめてきたいなというふうに思っております。

補助金のこともございました。吉賀町からの大会の助成でございますが、要望等もございまして、平成27年度と28年度に優勝賞金、それから参加賞について、わずかではございます、16万円の支出、1回の開催、支出をしておりますが、29年度につきましても、当然予算措置をさせていただいて、その額面の金額を準備しておりました。再三にわたって申請の手続をとるようというところで、関係課からもお話をさせていただいたようではございますが、結果的にこの補助金の申請がなかったということでございますので、その点はお伝えをしておきたいと思いま

す。

それから、今、お伺いしておりますと、通告の内容、私どもがちょっと感じ取る部分が違っておって、答弁の内容が少しずれたかと思えますけど、行政がもっとかかわるべきかということなのか、それとも財政支援をしっかりとしましようということなのか、ちょっとわかりませんが、その点、また答弁不足がございましたら御指摘をいただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 続けるか続けないか、やはり町は、これが必要か必要でないか、いろいろと何か一つの基準を持って考えるべきだと思っております。そのときに、先ほど申しましたまちづくりのところでありまして、先人たちが長年にわたって築き上げてきた歴史と文化、伝統を受け継ぎ、次世代に継承すると、今までは、皆さんで受け継いで守ってこられたと思うんですが、これが難しくなったから、いろんな補助をもらって受け継いでいきたいという思いだと思います。そのときに、花火大会にも、夢・花・マラソンにも、いろいろと町も大きくかかわり、財政支援もされて、事業費も出されております。本当にこういう神楽をつないでいこうと思うのなら、しっかりここも同じような補助が要るんじゃないかと思っております。

先ほど町長が言われましたように、吉賀町の補助金交付規則の中に、神楽競演大会補助金として、交流人口の拡大を図り、賞金や出演料、その他、町長が補助することが適当であると、必要と認められた経費を交付するという内容があります。もう少し、今、聞きますと、何年か前から、もう入場者数が減り、大変な運営をされていたというのがわかりますが、早い段階で町もかかわっていったのではと思っております。

先ほど申しましたように、8月で限定しなくても、年内での開催とか、いろんな、まだ、やる気になればできるんじゃないかと思っておりますが、その辺の町長の決断を、あれば、できると思っておりますので、お願いいたします。

次に、もう1つ、観光協会のことで。いろんな交流イベントや事業など、それぞれの、今、主催される団体や実行委員会は変わっておりますが、それをどうしても一つの窓口、いろんなコーディネートできたり、調整できたりするのではないかと思います。いろんな宿泊、温泉、公園やスポーツ、有機農業など、町内のあらゆる資源、これを一つにまとめてコーディネートし、売り出していくとか、そのときにばらばらで、実行委員会がばらばらで何するより、観光協会という一つの団体を取りまとめていかれたらどうかと思っております提案させていただきました。

これも、観光協会にも補助金として拠出されておられますが、この観光事業の一元化を企画課と連携しまして進めていけばいいのではないかと思っております。

そして、観光協会の一般社団法人化をし、町との連携を強化する、県内22の観光協会の中で、11の協会が一般社団法人化されました。近隣では、大田市、浜田市、益田市、津和野町などです。

益田市も、けさの新聞にも、課長さんが観光協会へと、ことしの5月に一般社団法人化されて、観光協会との連携を強化するという報道がされております。そして、いろんな文化資源を発信したり、観光客の誘致を図るといような報道がされております。

吉賀町も観光協会を法人化し、本当にいろんな、先ほどから話が出ました水源会館、それから今の夢・花・マラソンとか、いろんなイベント事業がありますが、これを法人化された観光協会ですら一つにまとめて考えてもらうというのはどうかと思ひまして、提案させてもらいました。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、前段の神楽大会についてでございます。

決断をしなければならないのは、町のほうなんでしょうか。私はやはり、これまで頑張ってこられた実行委員会、商工会の青年部、これが、先ほど御紹介しましたように、もう1回、第三者のほうへ運営できるように頑張ってみましょと、こういう気持ちを持っておられるわけですので、やはり行政がそこへ踏み込んでいくというのは、これは私はいかかなものかなというふうに思っています。

ですから、実行委員会、特に商工会の青年部の方が、本当に数十年、頑張ってこられた。今ちょっと下火になっているけど、苦しいけど、今からもう1回立て直しをしたいということで頑張っておられる現実があるわけでございますので、私は、行政の立場は、今、それをやっぱりしっかり見守ってあげるのが、今の現実の行政としてのスタンスのとり方だと思います。

財政支援のお話もございました。16万円じゃ少ないと言われれば、確かにそうかもわかりません。じゃ、吉賀町がこれだけ補助金を準備するのでやりなさいと、この手法は、私はだめだと思ひます。主催団体、実行委員会が、こういう形でやりたいんで、行政もここまで支援をしてももらえないだろうかと、スタッフも含めて、こういったやっぱり気持ちが見えれば、私はその支援を惜しむものではございません。

それから、以前、商工会の方が、今回のこの件で役場においでになったときも、いろいろお話もさせていただきました。仮に、今から第三者の受け皿が見つかって、神楽大会をもしやれば、やはり今までの手法とは変えていかないと難しいんじゃないかと。吉賀町がやっております、旧六日市時代から選抜大会をやっておりましたけど、ああして、もう広島、特に島根県の西部、それぞれの市町で同じような大会がたくさんあるわけです。ですから、神楽の競演大会なり神楽大会を吉賀町としてやるのであれば、神楽を地域振興とか地域活性化にどういった形で落とし込んでいくのか、イベントの中に。そこも、それこそコンセプトをしておかないと、同じことをやったら、同じことの繰り返しに私はなると思ひます。

ですから、私は、今、本当、商工会青年部、実行委員会、大変な時期ではございますが、やはりしっかりそこを見きわめていただいて、次なるステップをぜひ我々行政のほうにも示していた

だくことを私は大いに期待をしております。

それから、後段、観光協会についてでございます。観光協会の体制強化、それから育成を目的といたしまして、平成27年度から専従職員の雇用費を助成させていただいております。

30年度の事業計画は、機関誌、あるいはSNS等を利用したイベント情報を初めとした町の情報発信、観光関連施設管理者との連携による周遊システムの検討などを行うこととしておりますが、特にSNSを利用した情報発信に大いに期待をして、今回、補助金も今年度から増額をさせていただいたところでございます。

一方、一部ではありますが、イベントの問い合わせなどにも対応させていただいておるわけですが、なかなか現在の人員体制を含めて、観光協会様の体制では、今以上の業務を担うというのは、やはり困難だというふうに感じております。必要に応じて協議を行いながら、観光施設を、横のつながりを持っていただけるような、そんな観光協会、あるいは行政で言いますと、そういうセクションがございますので、横の連携をしっかりとっていくような策を練っていかねばならないというふうに思っております。

一般社団法人化の話もございました。一番近いところでは、益田市さんが法人化をされて、それから、けさ新聞に出ておりましたけど、市役所のほうから職員、課長級を派遣するということでございます。これも、じゃ、吉賀町がどうかということでございますけど、なかなか今の人員のこともございますが、まずはその派遣先の観光協会自体がその体制を、受け皿をしっかりとつくっていただくことが、やっぱり先決だと思いますので、そこは、法人化のことについては、今からしっかり横の連絡をとりながら、その時期が来れば、そのような手法もしっかり考えさせていただきたいということを申し添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 競演大会の件ですが、私も始まった当初から見たり、商工会の方が頑張られたり、企業の方が頑張られて続けてこられたというのを見ております。この競演大会を目指して、町内の白谷神楽社中とか、抜月の神楽社中、黒淵、いろんな社中の方々が目標にされてきたかもしれません。頑張られて、あそこへ出るんだと。

子どもたちも、先ほど申しましたように、それを見て、祭りのときでも、その一生懸命その舞を見て倣って覚えて、私もあのステージに立つんだという、そういう目標を持って、やっぱり陰陽神楽大会というのへ、舞台へ立つんだという思いがあったかもしれません。

だから、私は何とかそういう地元の人たちが、子どもたちが思いを持っているのなら、それをかなえてあげる、途絶えるのではなく、何とかここをつないでいってあげるのも町の仕事じゃないかと私は思い、これをどうしても続けていくということにこだわるというわけじゃないんですが、一旦、何されたら、なかなかもう一遍復活するというのも大変だと思いますし、何とかつな

ぐということができないのかというのをお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 繰り返しになるかもわかりませんが、商工会の青年部の方を中心に、次なる道を今、模索しておられるということでお伺いしております。こうして文書も届いておりますので、まずはやっぱりそこをしっかりと見守っていきたいなと思っております。

その上で、幾らか準備ができて、次に向けて光が見えてきたということになれば、これはやはり行政としてかかわっていく、地域振興、地域の活性化とか、情報発信をする大きな大きな財産でございますので、そこは時期が来れば協力を惜しむものではございません。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） どんなイベント行事も、私は町民のためにあると思っております。ここに住みたいと実感できること、楽しいことやうれしいこと、優しいこと、安心できること、これらを感じてもらい、ここに住んでもらえる。でないと、いろんな行事もイベントも長続きすることはないと思っております。

そして、参加者だけが楽しむイベントではなく、スタッフも応援する、町民の皆さんも、皆さんが楽しく笑顔になれるような、そんなイベントにならないと、本当に意味がないと思っておるんです。

そのことがリピーターとなり、またスタッフの参加にもつながり、楽しくて優しい町となり、定住へとつながっていく。まず、スタッフがそろい、安心できる大会が担保された上で、それを確認した上で、適正な参加者を募る、私はこれが逆になると、大変な大会になるのではないかと思っております。

次に、2点目に移ります。

教育長にお伺いいたします。夢ゆめ企画についてですが、1月22日から24日にかけて行われました企画、夢ゆめ企画の黒板ジャックと、これについて、先生や生徒、地域の方々、教育委員会の方々の感想、また今後の予定等について、通告書に出させてもらっています。

これは私も知りませんでした。柿木中学校の校長先生より学校だよりをいただき、夢ゆめ企画だということが後日わかったんです。サンエムのテレビや子どもたちに話を聞きまして、楽しかったという、驚いたという感想を聞きました。

そして、ここに書いてあるのを読ませてもらいますが、1月24日の朝、各教室の黒板いっぱいに見事な絵が描かれていました。これは、武蔵野大学生の6名が前日夕方から取り組んでくれた作品です。自由な発想を通して豊かな感性を養いたいと、教頭先生が企画され、吉賀町教育委員会夢ゆめ企画、武蔵野大学、旅するムサビがコラボし、地域の皆さんの協力も得ながら実現した、すばらしい学びの場、驚きと感動のある活動となりましたという学校だよりが届きました。

私も、サンネットのニュースに出まして、見させてもらったんですが、本当、子どもたちが生き生きとして、本当に楽しそうに生徒と触れ合うのを見まして、本当にいいことだなと思いました。

まず、教育長に、先ほどのいろいろな先生方や子どもたちの感想等が入ってございましたら、まずお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） それでは、議員御質問の夢ゆめ企画事業についての感想ということでお話を申し上げます。

先ほど議員もおっしゃいましたように、黑板ジャックとは、子どもたちが下校した後に、夜中のうちに黑板いっぱい絵を描いて、朝来た子どもたちを驚かそうという趣旨で行うものでございます。

私も、黑板ジャック当日、学校のほうへ行きました、こっそりと。雪が降る寒い日でしたが、登校してきた子どもたちは、その各学年ごとに黑板いっぱい描かれた見事な絵に、まさに興奮のるつぼ、学校全体が本当に揺れ動くような、そんな感じさえいたしました。子どもたちは大変喜んでいて、また、地域の皆さんも見に来てくださりまして、皆さん、同様に驚きの声を上げておられました。

また、ここで大変うれしかったのが、食生活改善推進委員さんが、夜遅くまで絵を描いてくれる武蔵野美術大学の学生たちに郷土料理をふるまってくださいました。武蔵野美術大学の生徒たちは、ふだん食べたことのないような、そういうような愛情のこもった郷土料理ということに、これも大変喜んでいただきまして、柿木村のすばらしさということを感じて帰られたというふうなのを聞いております。

こういうふうなこと、子どもを地域で育てると意識の高揚にもつながったと思って、今回の黑板ジャックは大変意義のあった企画だったと、そのように思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） そこで、この6月議会に提案されました伊藤博子先生の作品展に、この秋の作品展に、町内の小中学生が先生のお話を聞けたり交流されるというのを、この前の議会のときに教育次長さんが言われたと思うんですが、本当にいいことだと思っております。生徒にもかけがえのない課外授業、いろいろかなえてあげたらと思っております。いろんな要望等が教育委員会にも寄せられているかどうか知りませんが、もしあったら、発表してもらえたらと思います。

また、去年の4月に新彫刻の道の除幕式があり、澄川先生や学芸員の先生方の、子どもたちが

説明を受けたり、作品に触れたりし、楽しそうな課外授業を見ることがありました。本当に芸術や文化に触れることは大切なことなんだと感じました。先ほどの伊藤先生の作品展でも、しっかりとそういう作品に触れて、先生とお話ができるような機会が持てて、本当にいいのではないかと感じております。

また、先ほどの3番議員の一般質問の中で河川争奪の話が出ましたが、やはり私たちが住んでいる高津川流域の自然、成り立ちといいますか、本当、何万年も前に大井谷が、地すべりが引き金になったのではというような、河川争奪が起こったのではないかというような話も書物にあります。そういう、本当、昔のこと、それがあって今の高津川があるというのを、大きな郷土の勉強になると思いますので、そういう勉強とかいろいろな課外授業、これからも企画してほしいと思うんですが、教育長、どうでしょう。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 議員がおっしゃるように、なかなかこうした小さな町では、本格的な芸術、美術ということに触れ合う機会というのは少ないというふうに感じております。

今回、こうした黒板ジャックというふうな試み、これは子どもたちの大変大きな思い出になったことだろうと思います。こうした美術を通じまして、子どもたちの想像力を高めるきっかけになれば、これにまさるものはないと思っています。

もちろん、そういうことを目的としまして、この夢ゆめ企画というのをしたわけですが、ちょっと話が前後いたしますけど、この夢ゆめ企画の全体について、ちょっとお話を申し上げたいと思います。

平成29年度、昨年度からこの事業が始まりまして、子どもたちがわくわくするような学習機会、または学校の先生方が授業力を上げるようなそうした研修、そういうふうな企画をお持ちであれば、町のほうから経費のほうの支援をいたしましょうということで、総額150万円を予算化させていただいております。

昨年度、29年度に実施しました夢ゆめ企画は、このたび、今お話があります柿小、柿中の黒板ジャックのほかに、蔵木小学校は和太鼓名人になろうという企画で、和太鼓奏者に御指導いただきまして、蔵木小学校全校児童がすばらしい演奏を行うようになりました。このことが蔵木音頭の制作にまで波及をしております。また、六日市小学校では、教員の特別支援教育のその授業の力量を上げるための専門研修会などを夢ゆめ企画で29年度に実施しております。

そして、今年度の予定でございますが、蔵木小学校に引き続いて、和太鼓名人になろうという、そういうこの事業の継続、そして六日市小学校、七日市小学校、柿木小学校、柿木中学校での教師の授業力を上げるための独自の研修、そうした取り組み、そして、よしか塾と柿木中学が合同で企画いたします化石の体験学習、こういうふうなものを現在予定しております。



以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 町長も御存じだと思われませんが、染谷香理先生、日本画の。伊藤先生の御親戚。柿木のデイサービスセンターと、それからふれあい会館に大きい絵が飾ってあります。この前も、江津の今井美術館で院展があり、寄らせてもらったんですが、本当に先生、私は見させてもらったんですが、先生がもしこちらに帰られたりとか、いろんな機会がもしあったら、いろんな課外授業とかを受けられたらどうかと思ひまして、教育長のほうにもお願いしたらと、思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、7番、河村隆行議員の質問が終わりました。

.....

○議長（安永 友行君） ここで10分間休憩します。

午後2時44分休憩

.....

午後2時55分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

6番目の通告者、9番、河村由美子議員の発言を許します。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 本日の最後でございますので、よろしくお願ひします。

私は、1点通告してございますが、まず質問の前に一言申し上げたいことがありましてお許しをいただきたいというふうに思ひます。

30年度の町長の所信表明で、第2次まちづくり計画に沿っての第1項目に、快適で安全に暮らすまちづくりということであります。住民の安心安全という観点で、私が申し上げることは小さな事案かもしれませんが、春ごろから町内でマダニが取りつかれたとか、また病院に行ってマダニをとってもらったとかいう方が数人おられたわけです。そうした中で、私も12日に家族のほうでマダニが取りついて、それは皮膚ではなくて作業着の上でございましたが、そういうことがありましたので、役場の担当課のほうに、多分2時ぐらいだったと思うんですけども、電話を入れて、担当課が違うよというようなこともありましたけれども、いわゆる農作業をする際に注意喚起をページング放送で流してほしいというお願ひをしておいたんですけども……。

○議長（安永 友行君） 河村議員、ちょっと待ってください。通告にないのを全然、枕ぐらいかと思ったら全然中身があるやつで。

○議員（9番 河村由美子君） 予算に関係がありますから。

○議長（安永 友行君） 予算に関係があるって、通告にないことは一般質問ではできないことに

なっていますので。

○議員（9番 河村由美子君） 少しだけお許しを。だから、お断りしたんですけれどもね。

○議長（安永 友行君） いやいや、許すわけにはいかんです。長過ぎますよ。

○議員（9番 河村由美子君） それでは、途中で組み込みということでさせていただきますので。

○議長（安永 友行君） はい。元に戻してください。

○議員（9番 河村由美子君） いずれにしましても、町長が立派な明言をなされている割には、職員の危機管理も足りないんじゃないかなということの中で、今後の質問の中へ組み込みさせていただいて、質問の本題に入ります。

事業予算についてということで通告しておりますので、子育て支援に多額の予算を、世間ではばらまきだというふうなことも言われておりますけれども、消化しております。将来的に、本当に人口増加が継続されて、活力あるまちづくりになるかといえば、私はいささか疑問がございます。ばらまきは将来の税金を使っているわけでもございますので、当町も近い、現状も近い将来2025年には団塊の世代が肥大化して、したがって社会保障費が増大するという事は火を見るよりも明らかでございます。

子どもの出生率が上がったとしても、本当にこの子どもたちがこの地で育って、成長してここで生計を立てられるのかどうなのかという、土壌の構築はしていないといいたいまいしょうか、今からすればいいことでもありますけれども、とりあえずはそういうことが厳しい状況になるということの中で、そういった事業展開が急務ではないかというふうに思います。

地域に、経済が還流する、安心安全、未来性の仕組みを構築しなければならない中で、町長は過去の事業予算、もちろん町長になられてから半年でございますけれども、副町長でもおられたし、職員でもおられたわけですから、費用対効果に対して検証に基づいて、今後の事業の具現化という、具体化といいたいまいしょうか。いろんなことを踏まえて、変更も視野に入れて、次の3つの質問にも今回特化して伺いたいと思います。

1点目には、少量多品目を生かした商品開発、その中で一手間も二手間も加えてということ、町長はしょっちゅう申しておりますけれども、そうしたものを開発をして地域商社を立ち上げるということですが、その辺のあたりが今すぐということにはないのかと思いますけれども、いずれ商品開発とそういう組織化のものが同時並行でいくんであろうとはいうふうには思っておりますけれども、その辺の具体策というのを、具体案をお示しをください。

それと、2点は何度もほかの方も言われておりますけれども、今現在彫刻の道の整備について、住民の感触や今後もそのことが継続されるんだろうかということの中で、考えようもあるかもしれませんが、やはりあれだけの費用をかけたのにどうなのかなというような、町民の皆様にはおおむね、大方の方がいかがしたものかなということの中で、今後に変更等は考えておられる

か、現状です。その辺を聞きたいということです。

3点目は、老朽化した、町の維持しなくてはいけない構築物、建築物というものは多々あるわけなんですけれども、特に今現在使用していないとかいろいろあるわけなんですけれども、施設の管理費、そういうものは経年劣化した上に、大変なものをまた再開・運用するとすれば多額な費用がかかる。温泉施設なんかは特に水回りというのは、家でも一緒ですが、お金がたくさんかかります。そうしたことが今後の基本的な考えについてを、この3点を特化して。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村由美子議員の事業予算についてということで、3つに特化してということでございますので、それぞれお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、少量多品目を生かした商品開発、地域商社の具体策ということでございます。少量多品目を生かした商品開発でございますが、現在も町内の農産物を利用した加工品が販売をされております。その中には、加工室の利用者がブランド化推進員と相談して開発したのもあれば、こちらから商品提案をさせていただき、事業者の方が販売された商品もあるわけでございます。ただ、人員不足等で1回の販売で終了したり、販売まで至らなかった商品も多数あるのも事実でございます。商品開発に関してはこのような商品提案や相談など、地道なことを続けていくことが重要だと考えております。

地域商社についてでございます。現在、担当課で事業化に向けての課題整理をしている段階でございます。具体的な計画づくりに向けて、現在着手したところでございます。その点は、まず御理解をいただきたいと思います。今後は、地域商社の設立に向けた検討体制、これを整備してまいりたいと思っております。幾らか概略のことといいますか、大まかなとこのお話で申し上げますと、そのためにはまずは役場の中にプロジェクトチームをぜひ立ち上げたいというふうに考えております。

そして、いずれはこのプロジェクトチームを設立の準備室に移行することを、今想定しております。一方では、当然新しいものを始めるわけでございます。それから一律に地域商社といっても、例えばよその自治体ができたら、吉賀町でもできるというものでもございませぬ。やはりその土地、自治体にあったやり方があるわけでございますので、その内容も当然違いますし、ひょっとしたら地域商社でなくて、それに類似した違う形も想定をされますので、そこらあたりはやはり行政ノウハウを持っておりませぬので、有識者の方、それから関係機関、団体等で組織をする検討委員会も設置をさせていただきたいというふうに思っております。そして、地域商社機能の範囲を、範疇をどこにするのか、守備範囲を。

それから人材と財源をどういうふうに確保するのか、また現在吉賀町が出資をしております第三セクターとの調整をどうするのか、当然、今ある商品は三セクのほうで販売とか市場開発に向

けてやっただいていてるわけでございますので、ここの競合が当然想定をされます。そこら辺の調整を全体的にどのようにしていくのか、このような内容について協議していく必要があると考えております。今担当課では、大卒のスキームについて検討しているところでございますので、準備が整えばできれば私はことしの秋ぐらいには、全体の大卒のスキームを議会のほうにお話ができるように、ぜひ担当課のほうには頑張ってくださいよう今指示をしているところでございます。

現実問題今、いろいろな方にお知恵をいただきながら、やりとりをしながらやっているというのは事実でございます。まだまだ公表できるに至っておりませんので、そこら辺は御理解を賜りたいと思います。

次、2点目は彫刻の道の整備についてでございます。

澄川喜一記念公園、彫刻の道につきましては、平成27年度から整備を開始をしております。御存じのとおり昨年度、澄川先生新たな彫刻が完成したことでございます。このエリアでの整備についてはおおむね今年度をもってほぼ完了するのではないかとというふうに予定しているところでございます。

今後は、これまでも申し上げておりますが、国道沿いの交流施設などに新たな彫刻を設置するほか、宇部ビエンナーレや彫刻の作者とのつながりによる交流事業、こうしたことが中心になってくるのではないかと考えております。ですから、歩みをとめるということではなくて、今までの方針を幾らか当然微調整をしたり、そうしたことは必要になってこようかと思っております。

町民の感触のことでございます。町内外への情報発信がまだまだ不十分と感じているところでございます。費用対効果の検証につきましては、そもそも芸術作品の購入が大きなウエイトを経費の上で占めております。また、情操教育という観点から検証自体が困難な面もあると思われま。この事業の財源には、合併特例債を充当して、なるべく町の持ち出し、負担を少なくするように努力をしているところでございます。そうは言いましても、先ほども申し上げました交流事業、例えば公民館活動、または作者を招いての彫刻教室などを開催しながら、澄川先生の名前を後世に語り継ぐためにも有効活用していく必要があると考えております。

きのうはちょうどやくろのほうへ用事がありましたので行きますと、朝倉の公民館のサロンの方が水源公園、水源会館、さらに澄川先生の彫刻の道のほうに、女性の方を中心に数名御来場いただきおりました。そうした小さい単位でも町内の方、それから町外の方、本当に足を運んでいただけるような、そんな身近に感じていただけるような施設にしていく必要があろうかと思っております。

それから、3点目の老朽化し未使用となっている施設管理についてでございます。

老朽化し未使用の施設管理、特に経年劣化が激しい、著しい温泉施設の改修・整備等の試算と、

今後の基本的な考えはということの質問でございます。先ほど3番議員の御質問にもお答えをしたところでございますが、町では平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定いたしまして、基本原則の一つとして、これから40年間で公共施設総量の床面積40%削減を目指すということにしているところでございます。このことは、これまで御説明をさせていただいたところでございます。特に、未利用のものについては当然ですが、現在全ての公共施設について削減の対象となりますので、今後検討していくことになろうかと思っております。

御指摘のとおり温泉施設、六日市のゆ・ら・らと、それから柿木の老人福祉センター「はとの湯」につきましては、施設管理の更新時期が迫っているほか、はとの湯荘につきましては、建築から40年近くが経過しており、建物自体の老朽化が進んでおるのは御案内のとおりでございます。また、現在柿木地域の公共施設のあり方につきましても、内部検討を行っておるところでありまして、総合的な判断が必要と思われまます。

今申し上げました両施設とも今後の維持管理費が増大することは、これは紛れもない事実、当然のこととして予想されますが、現段階において事業縮小を行うというとは、現時点においては考えておりません。ただ、いろいろな面で後年度の負担ということはございますので、来年度には2つの温泉施設につきまして、専門家による機器の施設設備でございますが、機器の更新経費、それから運営経費などの試算を行いたいというふうに考えています。

ですから、指定管理の更新の、来年度以降の今手順を踏んでおります。近々公募があつて、審査があつて、今年度中には次の指定管理が決まる。決まっただけでない限りは困るわけございますが、その新しい指定管理の方と契約をするその期間と同時、並行してということになります。今申し上げましたような後年度負担のところを、試算を、ぜひ調査をさせていただきたいというように今考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 今の少量多品目を開発するというのと、地域商社につきましてはですね。なかなかないものをつくるわけですから、プロジェクトチームを設置して準備室をつくったり、何と言いましてもある一定の財源と人材の問題だと思うんですよ。そうしてしないと、物はある程度つくる材料はあつて、ある程度ノウハウがあれば、ややもすればいい商品開発とかができるかもしれませんけども、やはりものづくりをというのは、やはり仕掛けをしなくちゃいけないしということになると、やはりものの製作をする場合に、事業家でもまずは事業計画を立てて、いろんな実施、検証をしながら、最終的に決裁をするというようなやり方をするわけですが、役場も一緒であると思うんですよ。

企画・立案というよりも、いわゆるアイデアを出してもらったりとか、そういうふうなものをやる。そして、実施する。戦闘マンっちゃおかしいんですが、実行部隊ですね、そういうふうな

のと、計数を出していくという中で、やっぱり検証チーム、キーマンですね、そういったものもマネジメントする人間がいるということの中で、またここで引っかけた文句言われるかもしれませんが、さっきの話なんですけども、いわゆる町民がそういう危険に遭いますよって、マダニっていうのは知っています。猟友会のほうでも講習会があったそうでございますけれども、例えばこのマダニというのはちっちゃくても重症熱傷血小板症候群というウイルスを持っているダニであれば死に至ると。現に山口、去年は九州でも亡くなっています。

そういう実態がある中で、幾ら町長トップが、私はまちづくりは、第2次まちづくりについて安心安全、住んでよかったまちづくりをするんだよって言っても、下につくっていいですか、いろんな部署の方がやっぱり一緒になって踊ってやらないとできないということなんです。ことしなんか、特に3月の当初予算の記載積算ミスから始まって、マダニもそうです。夢・花マラソンもそうです。先般の入札でも、何か1割以上の積算ミスがあって見送ったというような話も聞きましたよ。

そういった中で、本当に6,000人の、みんなの血税を預かるわけですから、使うわけですから、いずれにしてもそういう危機管理といいますか、トップをはじめとしてやはり、普通でいうタガが緩み過ぎ外れ落ちとるといような、私は感じを受けます。いい方が申しわけないんですけども、町民の皆様もそういう感じを受けています。町長が済みませんでした。今テレビで盛んにこうですが。

その問題じゃないんですよ。謝るといえるのは気持ちがあって、本当に皆さんの税金を使うんだということになれば、新しいものの開発をする、そういうところへやはりきちっとした能力がある職員もいらっしゃいますよ。そういうところを、ピシッと当ててやっていかないと、せっかくのまちおこしで地域商社がつくるのどの言っても、本当に難しい。そういった中、具体的には人的に難しいということがあれば、ものによりけりなんですけども、やはり住民のサービス向上とか効率とかは、期待されている現代なんです。石の上にも三年という時代じゃないんです。そういう執務時間外であっても、自動放送でできるAIですね、そういうなのを使うとか、いろんなツールを、今ごろ物すごく安く使えるという時代でございますので、そういうふうなものを利用してでも、職員の執務時間が足りない、あるいはどうなんだということになれば、ある意味そういうものを利用するのも一つのまちづくりではないかと。

町長が今度、これは横浜市が4月からやっていますので、また町長なり職員のほうでもちょっと研究してみたいと思いますし、また町長がその執務を、業務改善についてのお考えがあると思いますので、まずそれを2点目に聞きます。

それと、先ほどの彫刻の道の整備のことですが、今年度で一通りあそこの細かいところは終わったと。今後は、国道沿線上にというようなことで、情操教育を発信したりとか、そういうのでい

ろんな身近にそういうことを、教養を高めてもらう施設を充足させてやろうということは、大変いいことかもしれませんが、今町内の現状を見ますと、ある一部の生産者なんかは非常に業績がよくて、まあまあいい方向に行っているんだというふうに思いますが、ほかの業界はどうかといたら非常に厳しい決算もしたんじゃないかと、うちがそうだから言うんじゃないかもしれませんが、そういう状態の中でやはり物が逆さまじゃないかと思うんですよ。

みんなの心と経済が豊かになってはじめて、どっちが先かというのは見解の相違がありますけれども、やはりその中で本当に情操教育であったりとか、文化的なことがこうだなというのが感じられるというのは、やはり自分の身近な生活が安定、ややも安定してからその上にくっついてくるといやおかしいんですが、ものじゃないかなというふうなことを感じます。それだけ、地域の経済が疲弊してきておるといことです。子どもが50人生まれて本当にいい町だとは思いますが、やはり片一方ではそういう現象が、反転現象ということが起きていることも事実ということ、町長はじめ職員の方も実感してほしいと思います。

それと、老朽化したのは40%を今度全体のもので見直していくということの中で、来年指定管理の期限もある、六日市の大きいところでいうとゆ・ら・らの話ですが、3月ごろには切れるんだと、更新時期に来ておると思いますが、いずれにしても、かなりの運営経費のほうも入館者が減っていく、そしていろんな地域にもっともったいい施設ができたりしながら、ちょっと市場が、先ほどの話じゃありませんが、神楽も一緒ですが、飽和状態になってくる。そして、施設は老朽化する。ちょっとあそこへ行ってみようかなという気分が薄れるということの中で、若干入館者が少なくなってきたんじゃないかなというふうなことも思いますし、そうした中身が大変なわけですから、お客さんを引っ張ってくるのもちょっと、（ ）もやめようかなというふうな、経営者努力といえますか、方針転換したんじゃないかと思えます。

そういったことで、いずれにしても来年度は私から見たら、本当いろんなそういうとにかく水回りがついてくる施設な、指定管理に出しても、もっともっと出すのか、あるいは今のところ町長は先ほどの話ではやめるとか、どうこうということはおっしゃっておられませんでしたけど、私は即やめとは言いませんが、方向転換するには思い切ったかじを切るといった勇気も、町長は6,000人の血税を預かるトップなんですよ。それが、経営者にならなくて湯水のごとくあるわけじゃないでしょう。ことしも5億円、6億円も出して、10年もすれば基金も枯渇して経済が大変だというときに、そういう勇気を持って民間に売る、そういうふうな考え方も視野に入れて、いろんな試算をしてほしいということをお願い添えてちょっと、答弁をよろしく願います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 答弁漏れがありましたら、また御指摘をいただきたいと思えます。

まず、1点目の地域商社の関係でございます。大体大枠のスケジュールはざっくり申し上げた

とおりでございます。何と言いましても、新しく始める今までなかったものを起こしていこうと  
いうことでございます。一番大事なのは、地域商社ではやはり人と財源だと思います。特に、人  
で言いますと、先ほど申し上げましたがなかなかこれまで行政がそういったたぐいの仕事をして  
いない、ノウハウがないということになります。当然、そのスキルはこれからつけていかなけれ  
ばならないわけですが、なかなか我々がつけるスキルでは追いつかない部分があるわけ  
でございますので、特に商品開発とか、営業とか、マネジメントも含めてでございますけど、こ  
こはやはり必要であれば外部の人にそのお力を貸していただく、これが必要かなというふうに思  
っております。

それから、財源の問題でいいますと、どういった運営になるのか、まだ現在のところは想像も  
できませんけど、やはり検討委員会とか、もちろんその上の部分には、これは間違いなく金融機  
関の方にやはり入っていただくと、そうして資金繰りも含めてやはり御協力をいただきざるを得  
ないというふうに思いますので、そこら辺も見据えてしっかり対応していきたいなと思います。  
横浜市のお話もございましたけど、先行事例はしっかり参考にさせていただきたいと思います。

それから、2つ目の彫刻の道のことでございます。順番が逆だというようなお話もございまし  
た。やはり気持ちの上で余裕があったり、経済的な部分で余裕がないと、次の段階、例えばお話  
のあった情操教育、そこはやっぱり気が回らないといえますか、向かないというのは当然でござ  
いますので、そこら辺はしっかり情操教育とか、そういったところに気分が向くように、そのた  
めにもまずはベースラインの経済をしっかりさせていくということが必要だろうというふうに思  
っています。

それから、3点目の施設管理のことでございます。ゆ・ら・らもああして開館オープン当初は  
15万人ぐらいの入館者がございましたが、現在は約その3分の2、10万人程度ということで  
非常に落ちています。人口全体が落ちていきますので総体的にということは、それはいたし方ない  
部分があるわけですが、いずれにしても人口が減れば人口減少対策もそうですが、ある  
意味人の取り合いですので、どうすればこちらの吉賀町、特にゆ・ら・らとか温泉施設に来てい  
ただけるかというのは当然考えていかなければならないというふうに思っております。来年度の  
試算をしたいということで、経費の試算をさせていただきたいというふうに思っております。

そうは言いながらも、大きく大きくかじを切っていかなければならない時期に来ております。  
総合管理計画の40年で40%削減という話もさせていただきましたが、ある時期に来ていきな  
りということには当然なりませんので、それを早い段階から少しずつやっぱり手をつけていくと  
いうことが必要でございます。そのためにも、やはりこの段階で、先ほど3番議員の質問にござ  
います水源会館がまさにそうなんですけど、そういったところで早い段階から着手をさせていた  
だきたいと思っております。施設の払い下げというお話もございました。後段のところでもまた、



別の議員さんからもそんなたぐいの質問もあるようでございますけど、やはり現在、自治法中で許される管理は直営か指定管理、この方法しかございません。いずれかを選択をします。

仮に今、お話のありましたような払い下げというようなことがあれば、当然払い下げをするためには、それを受けていただく方が必要ということでございますので、そこら辺は行政活動しながら、アンテナを高くして、そしてそういった情報がもしあるのであれば、それはしっかりやっぱり検討していく価値があるものではないかというふうに思っております。

途中でマダニの話がございました。大変御迷惑をおかけした部分もあろうかと思えます。事細かに私ども経過を承知しておりませんが、その点につきましてはこれからそういったことがないように気をつけてまいりたいと思えます。

それから、職員全体でというお話もございました。私はこの職になるまでに町を一つにする、一体感の醸成ということでお話をしておりますので、それは当然私を含めて町民全体の話でございますが、役場の中がまず一つになりませんとその施策はできないわけでございますので、私がやっぱりトップダウンでお願いを職員にするところが、やっぱり職員全体に声が届くように、気持ちが届くように、それはやっぱり組織的などころでしっかり情報発信なり周知をしてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 行政財産についてなんですけども、なかなか売り渡すということは財産上今二者一択だと、直営か、私らは古い、指定管理なんて古いやり方じゃないかなという気もするんですが、何か方策があったりすればまたその辺をぜひ検討して、町も、買われた人も、預かる人も両方がいように方向転換をしていくべきだというふうに思えます。

余談かもしれませんが、この5月に退職、勇退された、隠岐の海士町の山内町長が自分、島まるごとブランドなんて人口増加にもものすごく大胆な行政改革をして、自分の給料を50%もカットしながら、全国的に知名度を上げて、一生懸命頑張ってカリスマ町長だと言われて、16年間浮いた費用が二億何がしあったんだと思うんですが、そのことで産業振興を起こして、あそこの岩ガキを加工する、あるいは冷凍するというようなものをつくって、結構産業振興して、結構2004年ぐらいには400世帯で600人ぐらいふえておったというのが、近年はそういう一生懸命自分が身を削って努力しても、ずんずん出ていってしまって、最終的には近年では何十人になってしまったというようなことが出ておりましたけども、やはりそういったもので、なぜかといったらそこでなりわいというのができないからではないかと思えますし、先ほどのけさの質問でもありましたが、この町は空気と山と川がきれいだから来てみたけど、最近は何かメガソーラーじゃないけどもいっぱいパネルが、モジュールが並んでしまってちょっとがっかりしたというようなことがありましたよね。

やはり、田舎は山とか、川とか、人間性とかがいいということでも来ていただける面もありますけども、やはりそこで生活できる基盤がないと、まず私は無理だというふうに思います。私ごとにかく言うこともなく、行政政策とか予算は少ない予算で最大の効果を生み出す。そして、住民がどれだけ豊かさを感じるかというのが最大の焦点であるというふうに思います。まずは、やはり今までの事業の検証であったりとか、あくまで先ほども言いましたように6,000人が安定した生活ができて、できれば事業が継承できる、承継できるというそういうことをやはり、いろんな団体等、またいろんな商工業の人も、工業の人が少ないとはいいいながら、一生懸命に頑張っておられるわけですから、その辺とでも町長は公民館を核にしたまちづくりというふうなことも言っておられますから、それは事業所も同じことなんですよ。

そういうことの中で、やはり膝を突き合わせて、距離を置くんでなくて、距離を縮めて、万人が納得はしないにしても、いろんなことでこの町を盛り立てていくんだというふうなことにしないと、先代が一生懸命、けちけちじゃありませんが、事業をしないで、お金を本当一生懸命30億円ぐらい積んだって、あの人は、先代は自慢でございましたが、それは事業をせんからでしょうっていうようなお話もしましたけども、それだけ住民が不便をしたんかもしれないということも言いましたけれども、やはりそういったようなことを節約したお金でも取り崩しながら埋めてやらなきゃいけないということの中で、今政府の諮問会議のほうが示している、骨太の2015年の地方歳出の無駄をなくすインセンティブ改革というのが、シフトするような格好の時代になってきましたので、今回発議が出ておりますけども、やはり町民が、町民というのは個々に顔が違うように見解も違うことは事実でありますけども、やはりあまり支持しない政策、それをすることじゃないんですけども、事業等はやはりみんなの、私はこのたび税金がいつぱい来てから特に思うんですが、もう本当皆さんの血税を使うんですから、指定管理とか旧態依然の仕組みに捉われず、その中でもやっぱりどうしたらいいかというのは、やはり行政側の努力だと思うんですよ。

民間も努力したいんですけどもそういうノウハウと時間的な、経済的余裕がないから我々もなかなかできないという厳しさもありますので、そういったことで、よその島の事例を見ましても一生懸命やったがこういう結果もあるということでございますので、そうやって身を削ることも大事かもしれませんが、それよりはみんなで手を組んで、この町がどうして豊かになれるのか、どうしたら文化の継承ができるのか、事業の承継ができるのか、Iターン、Uターンがふえるのかということへ専念していくべきだというふうに思うんですよ。

そのためには、やはりけさの答弁を見ていまして、町長は閣僚答弁みたいなものをジャーナリー読むばかりでなくて、自分はこうしたいという、自分のやはりビジョンというのがあると思うんですよ。わしね、町長になったら、すぐはできんにしても1年先の計画はこうだ、2年先の

計画はこうだということは、自分の考えを自分の気持ちを町民に伝えて、我々にも答弁してほしいということを、強く強く私は言いたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 答弁が後先になるかわかりませんが、一番最後の私のビジョンのところでございます。いろいろ所信表明とか施政方針で申し上げておまして、職員にそのことを伝えて、管理職のほうから担当のほうへ伝えていただいて、まだまだ公表できない部分も含めて事は動いておりますので、またそれは時期が来ればお話ができる 때가来ようかと思っております。

それから、海士町の、私も尊敬するお一人でございますが、山内町長、御勇退をされました。ああして、岩ガキ、キャスルとか、そういったイカもそうなんですけど、そういったものを創出され、そしてなりわいを創出されたということでございます。やはりそこは、魅力あるまちづくりをしたり、そのことによってU I ターンがふえたと、人口がふえてきたということだと思います。そして、やっぱり必要なのは吉賀町もそうでございますが、経済対策をしっかりと打っていくと、生活の基盤を確立していくというのが、やっぱり大事でございますので、そこは先人に負けないように頑張っていきたいなというふうに思っています。

幸い吉賀町は県内の11の町村の中で申し上げますと、いわゆる住民1人当たりの総生産が常に2番か3番なんです。一番は一つがあるわけですけど、常に2位か3位ということで、非常に所得といいますか、生産額、これは全産業を通じてなんですけど、2位か3位ということで、高位置につけているわけでございますので、それをやっぱりしっかり生かしていくということが必要ではないかというふうに思います。

骨太の方針については、今毎日刻々と情報がメディアで伝えられております。いずれ確たるものが出てきますので、そこへ早い段階で目をつけて、反映できるものがあればまた来年度に向けて準備をさせていただきたいなと思っております。

それから、Uターンとかいろいろなお話がございました。先日、山陰中央新報のほうで島根県が2010年から始めた「半農半X」の取り組みが出ていました。ごらんになった方もいらっしゃるかと思います。この8年間で、島根県全体で半農半Xで活用された方が全部で59人いらっしゃる。その中で、いわゆる定住をされて方が55人だということでございました。私がびっくりしたのは、びっくりしては本当はいけないんですけど、その55人のうちの約3割、29%の16人は実は吉賀町なんです。じゃあ、吉賀町の分母はどのくらいかといいますと、これは担当産業課長のほうで調べてもらったところ、定住が16人なんです。定着率が。今現在申し上げますと18人だそうです。分母は同じ18なんです。

ということは、半農半Xで18人活用していただいて、その全ての方が100%吉賀町に定住をしていただいておりますと、これなんです。県内でも一番定着率が高い、町村では当然一番でござ

ざいます。そういった状況でございます。新聞の中での分析でございますけど、やはり定着率が高い自治体はやはり魅力、定住をするだけの独自の支援策を持っているんだということが書いてありました。振り返って、それじゃあ吉賀町はどういったことがあるかなど。いろいろ並べればたくさんあると思いますけど、私はそのうちの一つはやはり少子化対策だろうと思います。

18、新聞に載ったときは16でございましたが、そのときのデータを吉賀町の傾向を、トレンドを言いますと、大体30代から40代、そのうちの半分は夫婦世帯、子育て世代でございます。将来にわたってこの町で住み続けるだけのやはりめどが立った、そういった御判断からだと思いますよ。そういうめどがついたので定着率が100%で16人、現在でいうと18人、100%の方が定着をしていただいているんだろうと私は理解をしています。ですから、吉賀町もこうして人口減少のさなかなんですけど、幾らか子どもさんが生まれ、そして今のような定着もしていただけるという明るいニュースがあって、当初人口ビジョンとか、総合戦略をつくるときと比べると、幾らか人口減少率が緩やかになっているのは事実でございます。この傾向を少しでも続けられるようにいろいろ今御教示いただきましたので、参考にさせていただいて、これからもしっかり頑張っていきたいと思っています。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 人口減少の歯どめをかけて一生懸命頑張っていくということですが、全国的に言いましても島根県が出生率3位なんです。吉賀町も島根県内でも優位なほうであらうというふうに思います。当然、少子化対策は大切でございますので、ばらまきという言い方が悪いんですが、ばらまきというよりは私は所得制限を設けてほしいということ、子どもの貧困を起こしてはいけませんので、所得制限なりは検討課題であらうというふうに思いますので、これをまず一つ町長にお願いしておきます。所得の制限をして子育ての手当を出すということ、まず検討してほしいです。

それと、やはり地域商社をつくるにあたって、同時進行であらうというふうに思いますが、今は町内で米、お茶、サフラン、ラッキョウですよ。ラッキョウは1キロで1,000円ぐらいですよ。それで、サフランというのはもう私もどのくらいのものできるのかちょっとわかりませんが、料理にサフラン、カレーライスの中へ黄色い色がついたりして、使いますよね。そんなんで、これアフガニスタンが原産国で、もう3000年ぐらい前から香辛料であったり、香料であったりとか、薬品というか、医療薬品ですね。そういうふうに使われて、乾燥したのが5グラムで2,700円というような、市場に出回っているというような、高価なものであらうというふうに思います。

だから、ラッキョウをつくっても、ラッキョウの洗い機を買ったということではありますが、かなり重労働ですので、サフランもそうかもしれませんが、いわゆる付加価値の高い、誰もが願う

ことですが、お金に、たくさんお金になるというようなものの作付のことを、品目を選ばれたほうがいいというふうに思いますので、その2点と。

先ほど町長が言いました、やはり町政発展というのは自立挑戦であると思うんですよ。そこで、一番肝心なのはやはり人づくり、まずは役場内の人材育成、業務スタイルを半農半Xって言われましたが、半官半Xなんですよ。それを取り入れて、まちづくりと地域振興に資する業務改革をすることが私は町長の急務ではないかと、副町長も含めてですよ。というふうに思います。そんなことを、いろんな経済情勢も刻々と町も、国も変わっていきますので、やはり私が言った今の3点について実行をお考えかどうかを、最後の答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 所得制限のお話は以前から、議員さんのほうからお話がありました。それから、これはほかの議員さんからもありますし、町内の住民の方からもいろいろお話を聞いているところでございます。とは言いましても、私はこの職になるあたっては、これまでの少子化対策をまずは継続をさせていただきたいということで表明しておりますので、許されております。今4年間、4年はもうないですけど、そこはしっかりそれを踏襲させていただきたい。ただ、必要なのは財源の話になりますので、そこについては今お話のあるようなことは当然参考にさせていただくと、そういった御意見があるということはしっかり受けとめさせていただきたいと思えます。

特産品のお話がありました。具体策ということで、ラッキョウとサフランの話、ラッキョウはああして今、このくらいのパッケージのものを2,700円から3,000円ぐらいしていますけど、非常に引き合いが多いんですね。実は、ことしの9月2日に東京の椿山荘で、島根県主催の東京県人会が行われる。どこからその情報が伝わったかわかりませんが、ぜひ吉賀町の産品でそのラッキョウを全参加者に配っていただきたい。それは、吉賀町だけでなく、特に今回の東京県人会の主催、確たる団体は益田市と津和野町と吉賀町の、この高津川流域の3自治体でございまして、それぞれの産品を持ち寄って参加をしていただける方、椿山荘へ大体500から600人集まります。その全ての方にぜひお配りをしたいと、こんな引き合いもいただいております。そのお話の中でラッキョウのお話が出てきました。非常に関西のほうを中心に好評だということが恐らく県の担当を通じて伝わったのではないかとということで、そのお話を早速今農業公社であるとか、産業課のほうへお伝えをさせていただいて、その希望にかなうように今お願いをしているところでございます。

サフランのお話もございました。今、産業課の職員が自前で生産なりをしております、頑張っております。本当に少ないんですけど、希少価値がある。付加価値をつければ幾らでも高値で売れる。要はインセンティブをどうつけるかという話ですから、それはしっかり今から生産者を

どうするかということ、それから付加価値をどうしてつけるかということは、地域商社の中でも当然議論ができるわけですので検討していきたいと思います。

最後は人づくりのお話でございました。御紹介のあった半官半Xは、山内町長の後に就任をされた新しい海士町の大江町長さんが就任のときに発言をされた。私もその活字も見ておまして、実は私と同じ58歳でございまして、仕事の関係でも交流がある方でございます。海士町に負けないようにしっかり頑張っていきたいと思います。

人づくり、これはやはりこれまでの一般質問でもお答えさせていただきましたが、まずはやっぱり職場内の研修とか、外部研修が必要であれば、そういったことをやっぱりやっていく。それから外部の方とも、行政とは全く違うところ、そういったセクションの人ともおつき合いをすれば、当然人づくりもできてくるわけでございますので、これからもしっかり連携をして職員の人づくりを行っていききたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 時間が何時までだったのかわからなくなりましたので、これで終わりたいと思いますが、ということ言い足りなかったことは次回にまた持ち越してやりますので、よろしく。大体終わりじゃろう。ということで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、9番、河村由美子議員の質問は終わりました。

---

○議長（安永 友行君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。

午後3時45分散会

---